

# 始良市 男女共同参画 基本計画

配偶者等からの暴力の防止  
及び被害者支援計画

2013年～2018年



始良市



くすみん

# 男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

－男女共同参画社会基本法第2条より－

## 男女共同参画社会基本法 前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

平成11年6月



## はじめに

近年の少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、経済の長期的低迷、家族形態の多様化など社会・経済情勢が大きく変化しつつある中で、充実した心豊かな生活を過ごせるようにするためには、新たな地域社会の構築を図ることが求められています。

そのためには、性別にかかわらず、一人ひとりが持てる力を発揮し、誰もがその人権を尊重され、責任を分かち合い、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の形成が重要な課題となっています。

このような中、始良市は、平成22年3月に始良町・加治木町及び蒲生町の3町が合併し、誕生しました。新市では「県央の良さを活かした、県内一くらしやすいまちづくり」を基本理念とし、新たなまちづくりを進めております。

また、本市では「市民・地域と行政が協力しあい、一体感あふれるまち」を目指して、「始良市男女共同参画推進条例」を制定し、豊かで活力ある本市の未来を築くためには、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要である、と位置付けています。

しかしながら、依然として根強く存在する固定的な性別役割分担意識により、女性や男性の活動の選択肢を狭め、社会的役割などに性別による偏りを生じさせたり、中には家庭内における暴力などの人権侵害を引き起こしたりする状況もあります。

このような状況を踏まえ、本市の男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、このたび「始良市男女共同参画基本計画」を策定しました。

本計画の策定に当たっては、平成22年度に行った「始良市男女共同参画についての市民意識調査」の結果を基に、市職員からなる男女共同参画推進委員会、市民の代表者からなる男女共同参画審議会の審議を経て、地域の特性を考慮し、市民の声を反映いたしました。なお、この計画は、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」と一体的に推進することとしています。

本市では、男女共同参画社会の実現を目指し、本計画の着実な推進に取り組んでいきますので、市民の皆様にも、家庭、職場、学校、地域等あらゆる場における主体的な取り組みをお願い致します。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提言を下さいました男女共同参画審議会委員並びに関係各位をはじめ、市民意識調査にご協力下さいました市民の皆様に対し、心から感謝申し上げます。

平成25年3月

始良市長 笹山 義弘

# 目次

<b>第1章 計画の概要</b> .....	1
1. 計画策定の趣旨	
2. 計画の性格	
3. 計画の期間	
<b>第2章 計画策定の背景</b> .....	3
1. 世界の動き	
2. 日本の動き	
3. 鹿児島県の動き	
4. 始良市の動き	
5. 社会・経済環境の変化	
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	14
1. 基本理念	
2. 計画の体系	
<b>第4章 計画の内容</b> .....	17
●重点的に取り組むこと	
1. 男女共同参画社会についてのあらゆる場における教育・学習の推進 .....	17
2. 男女共同参画社会の形成を阻害する制度・慣行の見直し .....	22
3. 女性の人権を侵害するあらゆる暴力の防止、救済に向けた環境の整備 .....	26
4. 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援 .....	39
5. 生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせるための男女共同参画の 視点に立った環境の整備 .....	44
6. 仕事と生活の調和を図るための男女共同参画の視点に立った環境の整備 .....	52
7. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 .....	58
8. 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進 .....	61
9. 男女共同参画社会づくりに向けた推進体制の整備 .....	66
●始良市男女共同参画社会づくりに向けた推進体制図 .....	69
●数値目標 .....	70
<b>参考資料</b>	
男女共同参画社会基本法 .....	93
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抜粋） .....	96
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 .....	101
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 .....	109
鹿児島県男女共同参画推進条例 .....	116
始良市の男女共同参画基本計画策定に向けた答申書 .....	119
始良市男女共同参画推進条例（平成22年3月23日条例第14号） .....	122
始良市男女共同参画推進委員会要綱（平成22年3月23日告示第4号） .....	125
始良市男女共同参画プラン推進研究会規程 .....	126

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

本市を取り巻く、社会・経済環境の大きな変化を背景に、地域生活課題は多様化・高度化しています。このような変化に対応し、多様性に富んだ活力ある地域づくりを推進するためには、地域づくりにかかわるあらゆる取り組みが、すべての人の人権尊重を基盤に行われることが重要です。

そのためには、誰もが性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが喫緊の課題であり、平成11年に制定された男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現は、21世紀のわが国社会を決定する最重要課題と位置付けられています。

このたび、平成22年3月の合併により始良市が誕生したことを機に男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえた始良市男女共同参画推進条例を制定し、合併による状況の変化や最近の社会情勢及び国の新たな男女共同参画基本計画（第3次）に対応した新たな計画を策定することとしました。

本市においては、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき施策を具体的に示すとともに、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みが、行政、住民、事業者、NPO等が一体となって展開されるよう推進体制を確立し、総合的かつ計画的に展開するための指針として本計画を策定します。

## 2 計画の性格

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）第14条第3項に基づき策定する法定計画です。
- (2) 本計画は、「始良市男女共同参画推進条例」（平成22年3月23日条例第14号）第10条の規定に基づき策定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (3) 本計画は、男女共同参画社会基本法に基づく法定計画である「男女共同参画基本計画（第3次）」（平成22年12月閣議決定）を上位計画とし、第1次始良市総合計画やそれに基づく部門別計画との整合性を図りながら策定しました。
- (4) 本計画は、本市の特性を考慮し、市民の意見を反映するために、平成22年度に実施した「男女共同参画についての市民意識調査」の結果や始良市男女共同参画審議会からの答申などを踏まえて策定しました。
- (5) 本計画は、「始良市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」と一体的に進めます。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度を初年度とする平成30年度までの6年間とし、実施事業については、必要に応じて見直します。

その他、国内外情勢の動向や社会・経済環境の変化に対応し、必要に応じて見直します。



## 第2章 計画策定の背景

### 1 世界の動き

#### ◎「国連憲章」と「世界人権宣言」、「女性に対する差別撤廃宣言」

第二次世界大戦後、国際連合において基本的人権、人間の尊厳及び価値、男女の同権についての信念を再確認する「国連憲章」が採択されました。昭和21(1946)年、国際的に女性の地位向上を図るために、国連経済社会理事会に「女性の地位委員会」が設置されました。また、国連総会において、昭和23(1948)年に、すべての人々の基本的人権の尊重は世界における自由・正義・平和の基盤であるとする「人権に関する世界宣言」(世界人権宣言)が、昭和42(1967)年に、実質的な男女平等を実現するための「女性に対する差別撤廃宣言」が採択されました。

#### ◎「国際女性年」と「国連女性の10年」

昭和50(1975)年の国連総会において、女性の地位向上のための世界規模の行動を促進するために、この年が国際女性年と定められました。これを受けて、同年、メキシコ・シティで「国際女性年世界会議(第1回世界女性会議)」が開催され、「平等・開発・平和」をテーマに女性の地位向上を目指すうえで各国がとるべき措置の指針となる「世界行動計画」が採択されました。この翌年の昭和51(1976)年から昭和60(1985)年の「国連女性の10年」では、「世界行動計画」をもとに女性の地位向上の取り組みが世界的規模で行われました。

#### ◎「女性差別撤廃条約」

昭和54(1979)年の国連総会において、国連憲章や世界人権宣言に基づいて、女性に対するあらゆる形態の差別撤廃を締約国に義務付けた「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女性差別撤廃条約)が採択されました。この条約は、実質的な男女平等の実現に向けて、法律・制度、文化・慣習などの見直し、修正、廃止の措置をとるよう要求しており、各国において男女平等に向けた施策が具体的に推進される契機となりました。

#### ◎「国連女性の10年」の総括～「ナイロビ将来戦略」～

「国連女性の10年」の最終年である昭和60(1985)年には、ナイロビで「国連女性の10年最終世界会議(第3回世界会議)」が開催され、「2000年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」(ナイロビ将来戦略)が採択されました。これは、「あらゆる問題は女性問題である」という見解に立った画期的なものであり、これ以降、男女平等は孤立した個別の問題ではなく、人間のあらゆる活動分野に絡むものであるという認識が広まりました。

#### ◎20世紀の総括～「世界人権会議」と「国際・人口開発会議」～

1990年代は20世紀の総括と21世紀社会の展望のために、各分野の世界会議が開催されま

した。平成5(1993)年には、ウィーンで「世界人権会議」が開催され、このとき採択された「ウィーン宣言及び行動計画」には、「女性の人権は普遍的人権である」と明記されました。女性に対する暴力は人権問題と位置付けられ、公私のあらゆる場での暴力の撤廃が示されました。また、同年の国連総会において「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。平成6(1994)年には、カイロで「国際・人口開発会議」が開催され、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)」が人権の一部であると確認されました。

### ◎「第4回世界女性会議」と「北京宣言」・「行動綱領」

平成7(1995)年には、「ナイロビ将来戦略」の見直しと評価のために、北京で開催された「第4回世界女性会議」において、「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。この「行動綱領」では、貧困、教育、健康などの12の重要な問題領域について、西暦2000年に向けて取り組むべき戦略目標や具体的行動が示され、各国に国内行動計画の策定が求められました。

### ◎「女性2000年会議」と「北京+10」

平成12(2000)年、「北京宣言」と「行動綱領」の実施状況の検討・評価と、完全実施に向けた戦略協議のために、ニューヨーク国連本部で「女性2000年会議」が開催されました。「行動綱領」が完全に履行されていないという認識のもと、「行動綱領」の完全かつ速やかな実施を確保するために「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(成果文書)が採択されました。

「北京宣言」と「行動綱領」の採択後10年となる平成17(2005)年、「北京宣言」と「行動綱領」並びに「女性2000年会議」での「成果文書」の実施状況の検討・評価と、更なる実施に向けた今後の課題や戦略を協議するために、ニューヨークで「北京+10(プラステン)」世界閣僚級会合が開催されました。

### ◎女性差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する最終見解

日本政府は、女性差別撤廃条約に基づいて平成20(2008)年4月に第6回政府報告を提出し、その内容は、平成21年7月23日、女子差別撤廃委員会第44会期(於：ニューヨーク国連本部)において審議されました。8月にはわが国の報告に対して同委員会から、婚姻適齢、離婚後の女性の再婚禁止期間等民法の改正や、女性差別撤廃条約選択議定書の批准の検討の継続、雇用及び政治的・公的活動への参画促進のための暫定的特別措置の実施等、21項目に及ぶ関心事項及び勧告が最終見解として出されています。

## 2 日本の動き

### ◎「婦人問題企画推進本部」と「国内行動計画」

国内の男女共同参画社会の実現に向けての取り組みは、昭和50(1975)年の「国際女性



年」によって新しい段階を迎え、女性の地位向上のための国内本部機構としての「婦人問題企画推進本部」と有識者からなる「婦人問題企画推進会議」が設置されました。昭和52(1977)年に、第1回世界女性会議での「世界行動計画」を受けて、昭和61(1986)年までを対象とした「国内行動計画」が策定されました。

### ◎「女性差別撤廃条約」批准に向けた法・制度の整備

昭和55(1980)年、「女性差別撤廃条約」に署名し、その批准に向けて法制度の整備が進められました。昭和59(1984)年に「国籍法」「戸籍法」が改正されました。また、昭和60(1985)年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法)が制定され、同年、「女性差別撤廃条約」を批准しました。

### ◎男女共同参加型社会の形成を目指す～「新国内行動計画」～

昭和62(1987)年には、「ナイロビ将来戦略」を受けて、「男女共同参加型社会」の形成を目指す「西暦2000年に向けての新国内行動計画」(新国内行動計画)が策定されました。

### ◎「共同参加」から「共同参画」へ～「新国内行動計画」第一次改定～

平成3(1991)年には、「新国内行動計画」策定以降の国内外の動向を踏まえて、「新国内行動計画」の第一次改定が行われました。「社会のあらゆる分野に男女が共同して参画することが不可欠である」という考えのもとに、「男女共同参画社会の形成」を目指すこととしました。

### ◎「男女共同参画推進本部」と「男女共同参画審議会」

平成6(1994)年には、男女共同参画社会の形成に向けて国内本部機構を充実強化するために「婦人問題企画推進本部」を改組し、「男女共同参画推進本部」が設置されました。また、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されました。

### ◎「男女共同参画ビジョン」と「男女共同参画2000年プラン」

平成8(1996)年、男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」が答申されました。このビジョンは、第4回世界女性会議の成果を踏まえ、男女共同参画社会の形成に向けて、目指すべき方向とそれに至る道筋を提案したものです。同年、「北京宣言」と「行動綱領」や「男女共同参画ビジョン」を踏まえた「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

### ◎「男女共同参画社会基本法」

平成11(1999)年、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。この法律は男女共同参画社会の形成をわが国の最重要課題と位置付け、男女共同参画社会の形成の基本的な枠組みを定め、社会のあらゆる分野における取り組みを総合的に推進することを目的としています。

### ◎「男女共同参画基本計画」

平成12(2000)年には、男女共同参画社会基本法の法定計画として、「男女共同参画基本計画」が策定されました。この計画は、国連特別総会「女性2000年会議」の成果を踏まえ、「男女共同参画2000年プラン」を基礎として策定されています。あらゆる社会システムへ男女共同参画の視点を反映させることを重視し、男女共同参画社会を形成するための具体的な道筋が示されました。

### ◎「内閣府男女共同参画局」

平成13(2001)年、中央省庁再編を経て、男女共同参画社会の形成を省庁横断的に進めるため、内閣府に「男女共同参画局」が設置されました。さらに、国内本部機構の整備と推進体制の一層の強化のため「男女共同参画推進本部」と、男女共同参画社会基本法を設置根拠とする「男女共同参画会議」が設置されました。

### ◎「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」

平成13(2001)年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(配偶者暴力防止法)が制定されました。この法律は、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を目的としています。

この法律は、制定後3年ごとに施行状況を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとなっています。そのため、平成16(2004)年、平成19(2007)年と改正されており、被害者の保護強化のために暴力定義が拡大され、保護命令制度も拡充されています。また、平成19(2007)年の改正により、市町村による配偶者からの暴力防止と被害者保護のための基本計画策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となりました。

また、平成16(2004)年には、同法に基づいて、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する施策についての基本方針」が策定されました。

### ◎「第二次男女共同参画基本計画」

平成17(2005)年には、「男女共同参画基本計画」による取り組みを評価・総括し、「第二次男女共同参画基本計画」が策定されました。新たな取り組みを必要とする分野(科学技術、防災・災害復興、地域おこし、まちづくり、観光、環境)における男女共同参画の推進や男女の性差に応じた的確な医療の推進などが重点事項となっています。

### ◎女性差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する最終見解を受けて

平成21(2009)年8月、女性差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する最終見解が女子差別撤廃委員会から出され、「最終見解に指摘されている課題への取り組み等を通じて、一人ひとりが生きがいを実感でき、人間らしく生きられる社会づくりに不可欠な最重要課題である男女共同参画社会を実現していくことが重要である」とのメッセージが内閣府特命大臣から出されています。

### ◎「第三次男女共同参画基本計画」

平成22(2010)年には、基本法施行後10年間の反省点を踏まえ、具体的な数値目標やスケジュールを明確に設定した実効性のある「第三次男女共同参画基本計画」が策定されました。

この計画では、改めて強調する視点として、女性の活躍による経済社会の活性化、男性・子どもにとっての男女共同参画、様々な困難な状況に置かれている人々への対応、女性に対するあらゆる暴力の根絶、地域における身近な男女共同参画の推進を掲げ、男女共同参画社会の実現により目指すべき社会を

- ① 固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会
  - ② 男女の人権が尊重され、尊厳をもって個人が生きることのできる社会
  - ③ 男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会
  - ④ 男女共同参画に関して、国際的な評価を得られる社会
- と具体的に示しています。

## 3 鹿児島県の動き

### ◎「青少年婦人課」「婦人関係行政推進連絡会議」「婦人問題懇話会」

昭和54(1979)年、婦人問題に関する担当窓口が青少年婦人課に設置され、総合的・効果的な施策の推進に向けた「鹿児島県婦人関係行政推進連絡会議」及び「鹿児島県婦人問題懇話会」が設置されました。

### ◎「婦人対策基本計画」

昭和56(1981)年に「鹿児島県婦人対策基本計画」が策定され、昭和60(1985)年の「鹿児島県新総合計画」には「婦人の地位向上の推進」が明記されました。

### ◎「鹿児島女性プラン21」

平成2(1990)年の「鹿児島県総合基本計画」に「男女共同参加型社会の形成」が施策の基本方針として明記され、同年「婦人政策室」が設置されました。翌年には「婦人政策室」が「女性政策室」と改称されました。「鹿児島女性プラン21」が策定されるとともに「鹿児島県女性行政連絡会議」と「鹿児島女性プラン21推進会議」が設置されました。

### ◎「かごしまハーモニープラン」と「鹿児島県男女共同参画推進条例」

平成11(1999)年に、国の「男女共同参画2000年プラン」を踏まえた「かごしまハーモニープラン」が策定されるとともに、「鹿児島県男女共同参画推進本部会議」と「かごしまハーモニープラン推進懇話会」が設置されました。また、平成13(2001)年に「鹿児島県男女共同参画推進条例」が制定され、同年「女性政策室」を「男女共同参画室」に改称しました。翌年、「県男女共同参画推進条例」第17条の規定に基づき、「鹿児島県男女共同参画審議会」が設置されました。

### ◎「鹿児島県男女共同参画センター」

平成15(2003)年に「青少年男女共同参画課 男女共同参画係」が設置されました。また、同年、男女共同参画社会づくりに関する学習・研修、相談、情報提供など活動の拠点施設としての「鹿児島県男女共同参画センター」が開設されました。

### ◎「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する動きとして、平成17(2005)年には、「支援者のためのDV被害者相談対応マニュアル」が作成(平成23年3月改定)されました。また、翌年、「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」が策定(平成21年3月改定)されました。

### ◎「配偶者暴力相談支援センター」

配偶者暴力防止法に基づき平成14(2002)年に婦人相談所(現女性相談センター)、平成18(2006)年に男女共同参画センター、平成19(2007)年に各地域振興局及び各支庁の保健福祉環境部(7カ所)が配偶者暴力相談支援センターとして指定されました。

### ◎「鹿児島県男女共同参画基本計画」

(計画期間：平成20年度～平成24年度)

「鹿児島の男女の意識に関する調査」を平成19(2007)年に実施し、平成20(2008)年に「男女の人権が尊重される社会の形成」「男女共同参画社会を実現する地域環境の創造」を基本目標とする「鹿児島県男女共同参画基本計画」が策定され、翌年には「男女共同参画室」が設置されました。

## 4 始良市の動き

平成22(2010)年3月の合併に伴い、旧加治木町の条例を引き継ぎ、「始良市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、男女共同参画社会づくりの専任係として企画部企画政策課に男女共同参画係を設置しました。

また、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の重要事項や基本計画の進捗状況について、専門的あるいは市民の見地から調査審議する「始良市男女共同参画審議会」を設置するとともに、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ効果的な企画及び推進を図るために、副市長を会長とし、教育長及び各部長、支所長、事務局長を委員とする「始良市男女共同参画推進委員会」を設置し、推進体制を整備しました。

同年11月、男女共同参画社会について市民の実態を把握するために「男女共同参画社会についての市民意識調査」を実施し、この調査結果を今回の計画策定の基礎資料としました。

なお、第1次始良市総合計画において、計画の基本施策のひとつとして「男女共同参画の推進」を示し、より一層の庁内横断的かつ総合的な施策を推進することとしています。

## 5 社会・経済環境の変化

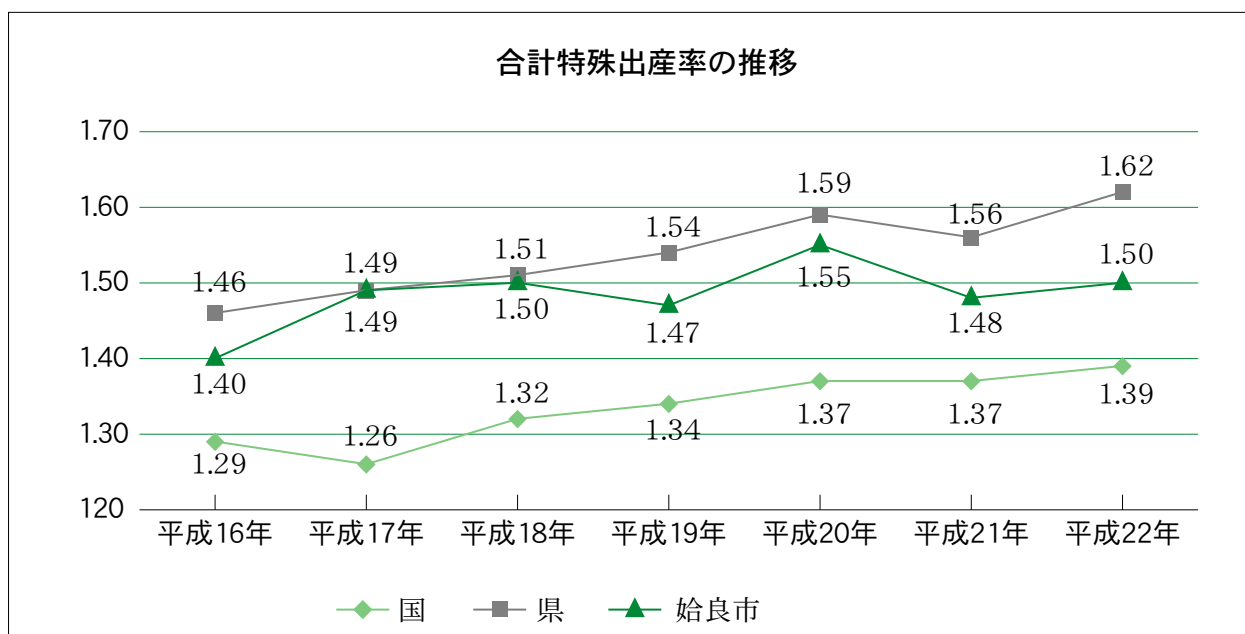
### (1) 人口減少、少子高齢化社会の進展

市の総人口は、平成12年73,640人、平成17年74,840人、平成22年74,809人（各年10月1日現在）とほぼ横ばいの状態にありますが、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成37年には、71,793人に減少すると予想されています。

国勢調査による年齢3区分別人口を見ると、65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は、平成12年22.4%、平成17年23.9%、平成22年10月1日現在25.9%で年々上昇し、市民の約4人に1人が65歳以上の高齢者という現状があります。

また、本市の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む平均の子ども数）は、平成22年では1.50人となっており全国の1.39人を上回っていますが、近年、子どもの出生数は少なく、低く推移しています。

このように、人口減少、少子高齢化社会が進展する中で、労働力人口の減少や社会的扶養に関する負担の増大など、社会活力の低下をもたらすことが懸念されており、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。



資料；県保健福祉部衛生統計年報

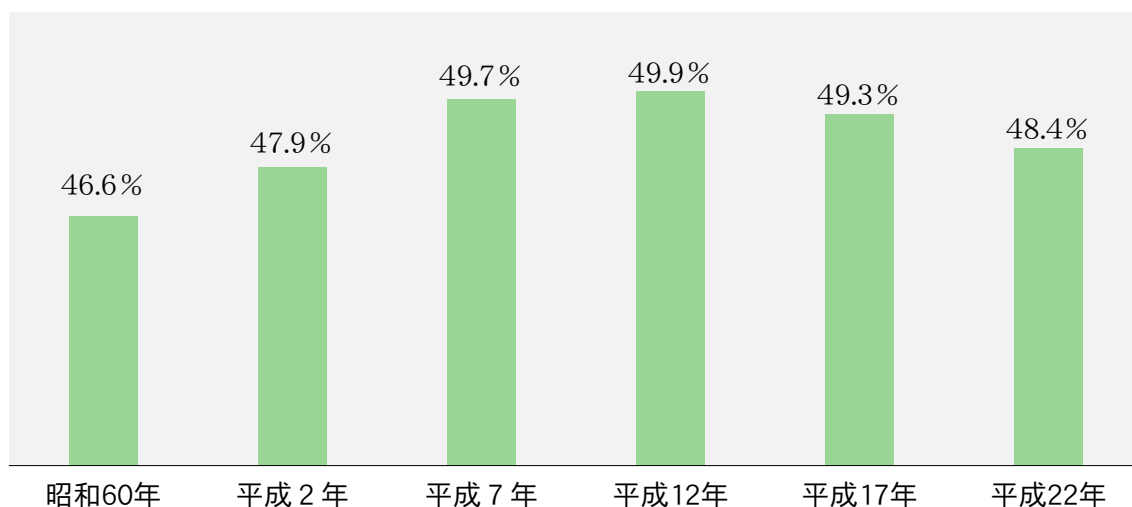
### 用語解説

#### ※合計特殊出生率

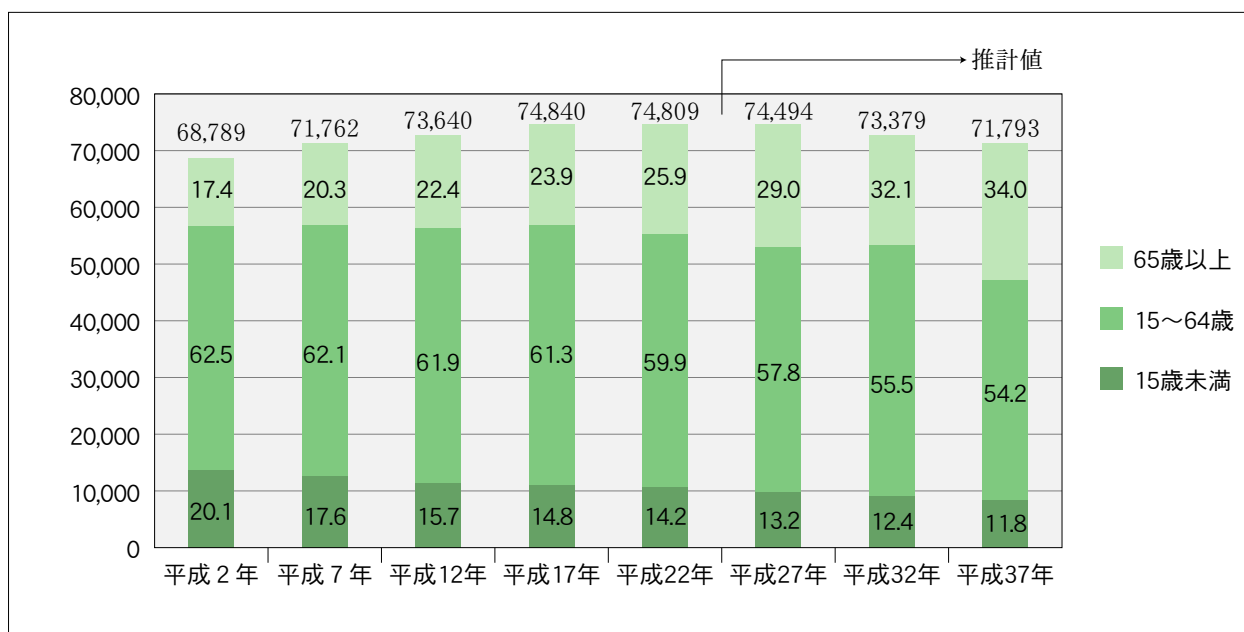
15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとした時の子どもの数に相当する。（人口動態統計調査）



単独世帯のうち65歳以上の高齢者が占める割合（始良市）



## 始良市の人口の推移と推計



資料；平成22年国勢調査  
；国立社会保険・人口問題研究所

### (2) 就業構造の状況

長引く経済の低迷や雇用情勢の悪化により、パートタイム労働・派遣労働等の非正規労働者の割合が上昇し、近年、特に女性を中心とした労働者の非正規雇用化が急速に進みました。

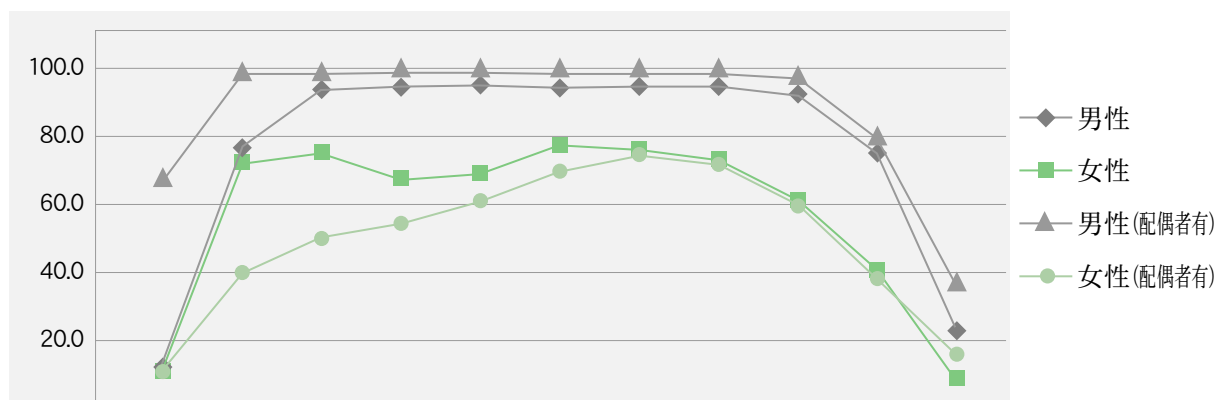
このような女性労働者の非正規雇用化は、女性の就業機会の拡大や、多様な働き方を可能にしたものの、賃金や待遇面で正規雇用者との格差が大きく、社会問題となっています。

本市における年齢別の労働力率を男女別に見ると、男性は20歳代から50歳代まではほぼ同様の割合の人が働いており、グラフは台形になっています。一方、女性は、20歳代から30歳代前半にかけて働く人の割合が減少し、30歳代後半から40歳代後半にかけて徐々に増加するM字型の曲線になります。これを「M字曲線」と言い、女性の働き方における日本の特徴と言われる「一時就業中断型」を示すもので、本市も同様の状況にあります。

また、年代別の労働力率を配偶者の有無別にみると、配偶者がいない場合には、どの年代でも男女ともに同程度ですが、配偶者がいる場合は、男性の労働力率は50歳代前半まではほぼ100%、女性の労働力率は20歳代～40歳代までにかけて徐々に上昇し、その後は配偶者がいない場合と同程度になっています。これは、結婚や出産・育児などが男性よりも女性の働き方に大きく影響している事を示しています。

人口減少、少子高齢化社会が進展し、女性や高齢者の労働市場への参入の期待が高まる中で、誰にとっても多様な働き方の選択が可能で、就労を望む人が安心して働き続けられる環境の整備が求められています。また、選択した職業生活において性別や年齢によって差別されることなく、誰もが働きやすい就業環境の整備を進める必要があります。

### 5歳階級別の労働力



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
男性	12.2	76.7	93.9	94.6	95.3	94.3	94.8	94.7	92.5	75.2	22.9
女性	11.5	72.6	75.7	67.9	69.5	77.4	76.4	73.3	61.5	40.9	8.9
男性(配偶者有)	66.7	98.1	98.4	99.0	99.0	98.7	98.8	98.6	96.7	79.0	36.1
女性(配偶者有)	11.1	40.4	50.1	54.4	61.2	69.8	74.8	71.9	59.6	38.3	16.0

単位；%

資料；平成22年国勢調査

#### ☆労働力率

15歳以上人口に占める労働力人口の割合

#### ☆労働力人口

15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者をあわせたもの

### (3) 家族形態・生活形態の多様化

本市における世帯数及び一世帯あたりの人員の推移を見ると、平成17年は世帯数29,496世帯、平成22年は世帯数30,478世帯と世帯数は増加しています。その一方で、一世帯あたりの人数をみると、平成17年は2.54人、平成22年は2.45人と減少しており、世帯の小規模化が進んでいることがわかります。

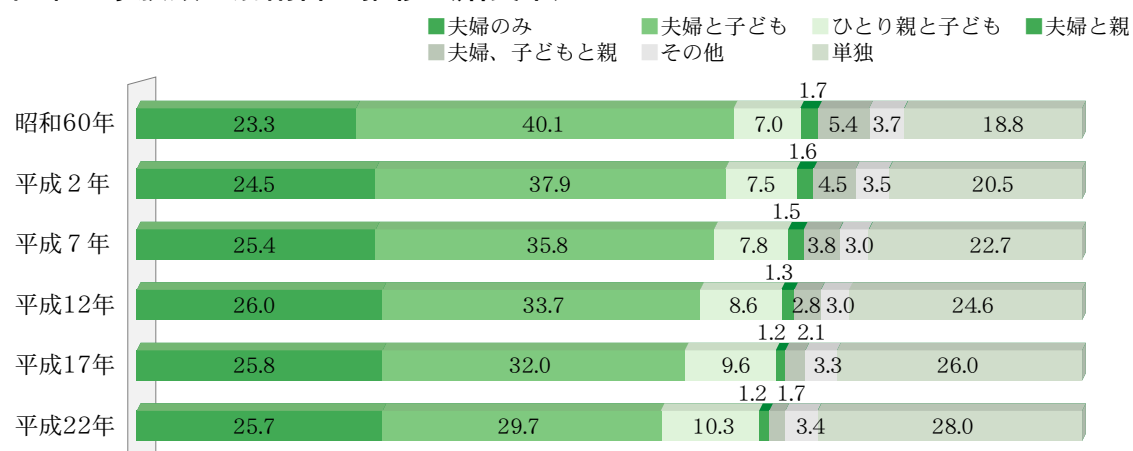
また、平成22年に実施した「男女共同参画についての市民意識調査」によると、夫婦がいる世帯の働き方は「夫婦とも働いている」世帯が最も多く、現実には本市においても家族形態・生活形態の多様化は進展しています。

しかしながら、これまで、わが国における、様々な制度設計は「働く夫、専業主婦の妻、子どもが2人」という画一的な家族をモデルに行われており、制度についての見直しを進めるとともに、各種施策の実施にあたっては、一人ひとりの多様な在り方を尊重し、性別にかかわらず一人ひとりの暮らしの質の向上を支えるために環境の整備を進める必要があります。

始良市全体 人口・世帯数等 (単位：人、世帯、人/km<sup>2</sup>)

項目	人 口			世帯数	1世帯当たりの平均人口	人口密度
	総数	男	女			
昭和60年	66,830	31,419	35,411	22,841	2.93	289
平成2年	68,789	32,264	36,525	22,335	2.83	297
平成7年	71,762	33,557	38,205	26,383	2.72	310
平成12年	73,640	34,311	39,329	28,216	2.61	318
平成17年	74,840	34,850	39,990	29,496	2.54	324
平成22年	74,809	34,763	40,046	30,478	2.45	323

#### 世帯の家族類型別割合の推移 (始良市)



資料：平成22年国勢調査

※ 平成17年以前の国勢調査数値は、旧始良町、旧加治木町、旧蒲生町の合計で表示しています。

## 《参考資料》

- 『国連特別総会「女性2000年会議：21世紀に向けた男女平等、開発及び平和」（非公式訳）』 2000年 国際連合広報センター
- 「世界人権会議ウィーン宣言及び行動計画」国際連合広報センターホームページ
- 「1981年の家族的責任を有する労働者条約（第156号）」ILO駐日事務所ホームページ
- 「国連特別総会「女性2000年会議」概要と評価」外務省ホームページ
- 「第49回国連婦人の地位委員会（「北京+10ハイレベル会合」概要と評価）外務省ホームページ
- 「国内行動計画（2000年プラン）」内閣府男女共同参画局ホームページ
- 「男女共同参画基本計画」2000年 内閣府男女共同参画局
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」2004年内閣府男女共同参画局
- 「第二次男女共同参画基本計画」2005年 内閣府男女共同参画局
- 「第三次男女共同参画基本計画」2010年 内閣府男女共同参画局
- 「用語集」内閣府男女共同参画局ホームページ
- 「人口動態統計月報年計（概数）の概況（平成22年）」厚生労働省
- 「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」2006年鹿児島県環境生活部 青少年男女共同参画課
- 「鹿児島県年齢別推計人口調査結果（平成22年10月1日現在）鹿児島県企画部統計課
- 昭和60年～平成22年 国勢調査結果総務省統計局
- 「逐条解説男女共同参画社会基本法」 2004年 ぎょうせい

## 第3章

# 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

この計画は、「始良市男女共同参画推進条例」第3条に規定する基本理念に基づき策定します。

#### 始良市男女共同参画推進条例に掲げる6つの基本理念

##### ● 男女の人権の尊重

男女共同参画の推進は、男女の個人の尊厳が重んじられること、性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

##### ● 社会における制度または慣行についての配慮

男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮させなければならない。

##### ● 施策・方針の立案及び決定への共同参画

男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。

##### ● 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。



● 性と生殖に関する健康・権利の尊重

男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行わなければならない。

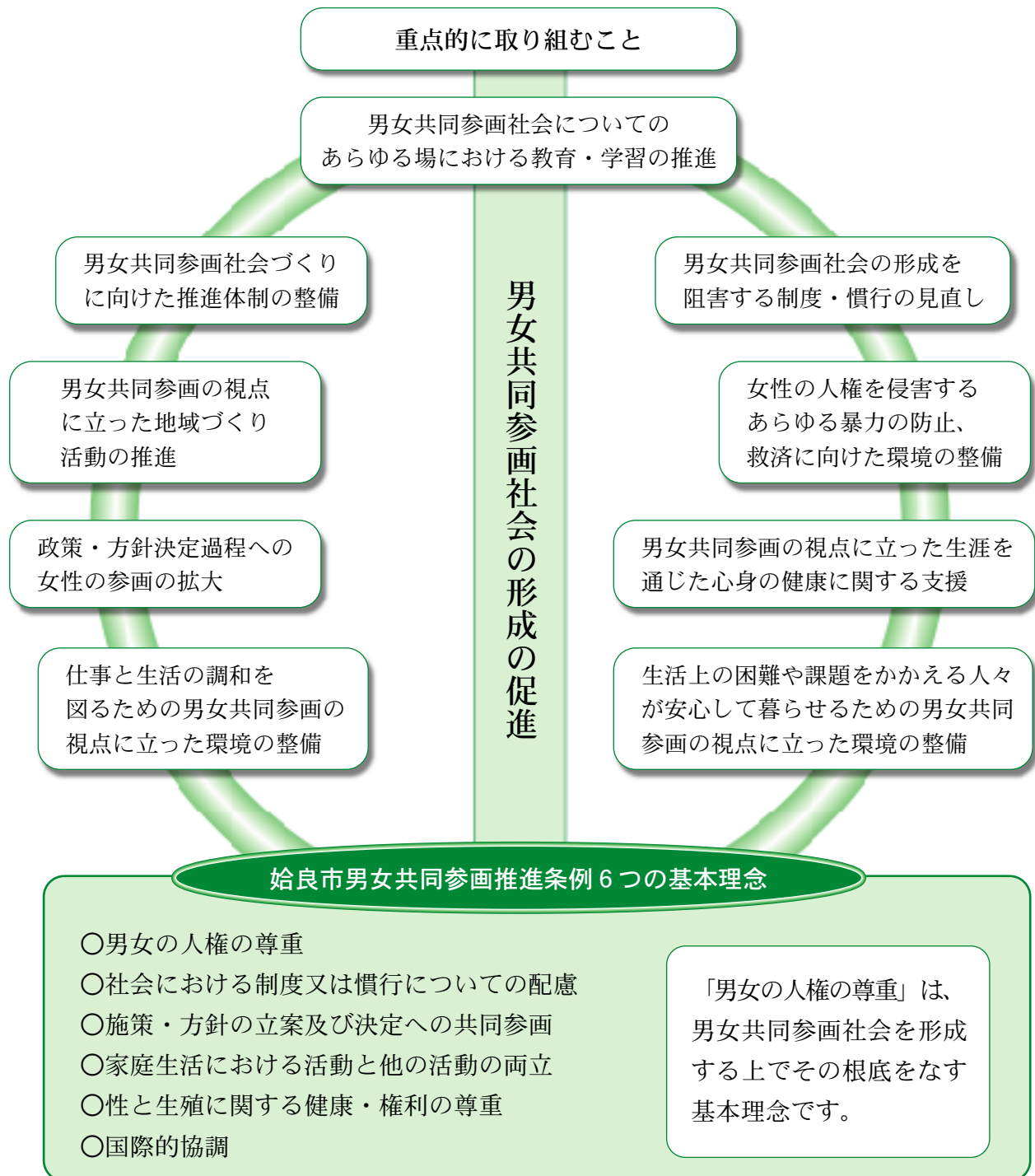
● 国際的協調

男女共同参画の推進に向けた取り組みが、国際社会における取り組みと密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行わなければならない。

## 2 計画の体系

### 男女共同参画社会の実現により目指すべき社会

- ① 固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳をもって個人が生きていけることのできる社会
- ③ 男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会
- ④ 男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会



## 第4章 計画の内容

### 1 重点的に取り組むこと

#### 男女共同参画社会についての あらゆる場における教育・学習の推進

#### 現状と課題

■男女共同参画社会の形成に向けては、市民一人ひとりの男女共同参画意識の醸成を図る教育・学習が基礎となり、「始良市男女共同参画推進条例」第7条においても「教育の推進」を規定しています。

■平成22年度に本市が実施した「男女共同参画についての市民意識調査」において、さまざまな場での「男女の地位の平等感」についてたずねたところ、「教育の場」「家庭の中」を除き、「働く場」「地域社会」においていまだに約3割の人が不平等感をもっていることがわかりました。また、固定的な性別役割分担意識については、すべての項目において肯定的に捉える人よりも否定的に捉える人の割合が高くなっているものの、「家庭内の事柄を主にだれがしているか」等その実態をたずねたところ、特に「家事」「育児」を「主に妻がしている」割合は大変高くなっており、意識とのギャップからも依然として固定的な性別役割分担意識が根強く存在している現状が読み取れます。

■固定的な性別役割分担意識は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす大きな阻害要因であり、その解消に向けた取り組みは、この計画の基盤を成す重要な課題です。しかし、本市においては、市民に広く、その認識が浸透しているとは言えない状況です。

そのため、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、相互の連携を図りつつ、男女共同参画社会についての理解の深化を図る教育・学習を通して確かな男女共同参画意識の醸成に取り組む必要があります。

また、これまで行われてきた、人権に関する様々な教育・学習に「始良市男女共同参画推進条例」第3条に規定する「男女の人権の尊重」の視点を浸透させることが重要です。

その際、これまで男女共同参画社会についての教育・学習の機会が少なかった男性、子ども、若者世代への積極的な取り組みにより理解の裾野を広げる必要があります。

そのため、それぞれの対象に身近なテーマでの学習内容の工夫を行うとともに、関係各課における市民を対象としたあらゆる分野の研修等にも男女共同参画の視点を踏まえた配慮を行います。

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
1	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画社会の形成の阻害要因である固定的性別役割分担意識に焦点をあて、男女共同参画についての理解を深めるための研修、講座の開催等広報・啓発活動を積極的に行います。その際、対象によって関心のあるテーマで行うよう関係各課と連携して取り組みます。特に、男性や若い世代、子どもを対象とした取り組みの強化に努めます。	企画政策課
2	自治会等、身近な場所での多様な機会をとらえた講座等の開催	地域において男女共同参画の意識を高め、固定的性別役割分担意識にとらわれない意識が醸成されるよう、自治会や家庭教育学級、職場等誰もが参加しやすい住民の身近な場所で開催します。	企画政策課
3	学校教育・社会教育担当職員への研修	教育行政に携わる職員が、男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう男女共同参画に関する研修等を行い、意識の啓発に努めます。	学校教育課 社会教育課
4	校長・教頭会等を活用した男女共同参画概念の周知	学校長等、教育の場における管理職が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう、男女共同参画に関する研修会等の取り組みを促進します。	学校教育課
5	教職員、幼稚園教諭、保育士等教育に携わる人への研修	男女平等の歴史的背景や女性の置かれている状況等を含め、男女平等を推進する教育の内容を充実し、男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識の涵養を図るために教職員、幼稚園教諭、保育士等、教育に携わる人を対象とした研修を実施します。	学校教育課 児童福祉課
6	人権教育・学習の推進	固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等感の形成を図るため、人権に関する教育・学習を始良市男女共同参画推進条例第3条「男女の人権の尊重」の理念を踏まえ、学校・家庭・地域・職場などあらゆる分野において男女平等などの人権教育を進めます。	学校教育課 社会教育課 市民課 企画政策課
7	人権・男女共同参画に関する授業の取り組みに関する支援	学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女の平等や男女が互いに協力し、家族の一員として役割を果たし家族を築くことの重要性などについて理解を深める学習を実施するに当たり資料・情報の提供を行います。	学校教育課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
8	幼児教育・学校教育等における人権教育への男女共同参画の視点の導入	子どもたちの多様なあり方を認め合う人権意識と自立の意識を育むため、人権教育における個別具体の差別に関わる学習を、始良市男女共同参画推進条例第3条「男女の人権の尊重」への理解を深めて行います。	学校教育課
9	生涯学習・社会教育の推進	男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るため、生涯学習・社会教育の講座において、男女共同参画についての学習機会の提供を行います。 また、家庭教育学級、乳幼児学級、高齢者学級、女性団体、青年団、育児グループ等における男女共同参画社会についての学習の提供を促進します。	社会教育課
10	市職員研修の実施	住民生活に係る施策の立案から実施を行う市職員の男女共同参画意識は、その施策を通して本市における男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすため、男女共同参画についての確かな理解の浸透を図る研修を実施します。	総務課
11	各種相談員研修の実施	相談にあたる各種相談員に対して、人権尊重の理念の深化のための男女共同参画概念の浸透を図るため、研修の機会の充実を図ります。その実施に当たっては、始良市男女共同参画推進条例第3条「男女の人権の尊重」についての確かな理解に基づくものであるよう配慮します。	関係各課
12	保護者・PTA等への情報提供等の支援	保育所・幼稚園・学校等における保護者会・PTA等を活用し、男女共同参画社会についての情報提供に努めるとともに、研修の実施を働きかけるなど、子育て当事者への男女共同参画の理念の理解を促進します。	児童福祉課 学校教育課 社会教育課
13	女性団体等への情報提供等の支援	女性団体等の活動が、男女共同参画社会の形成の促進に寄与するよう、男女共同参画社会についての情報提供や県男女共同参画センターが実施する研修等への参加を働きかけます。	社会教育課 企画政策課
14	事業所等への情報提供等の支援	事業所を通して、雇用者への男女共同参画の理解の周知を図ります。その際、提供する情報については、雇用者の関心に対応する内容となるよう努めます。また、男女雇用機会均等法等関係法令の遵守に向けた情報提供を行います。	商工観光課 企画政策課



No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
15	キャリア教育への男女共同参画の視点の導入	子どもの頃から固定的な性別役割分担意識にとらわれず、生涯を見通した総合的なキャリア教育を進めます。その際、社会・経済・雇用などの基本的な仕組みや労働者としての権利・義務、男女共同参画の意義、「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)※の重要性について理解の促進を図ります。	学校教育課 企画政策課
16	メディア・リテラシー※ (メディアを読み解く力) 向上のための支援	固定的な性別役割分担意識の解消に向け、メディアが提示する固定的なイメージを読み解くことの重要性等、メディア・リテラシー向上のための講座の開催や広報・啓発を行います。	企画政策課
17	経済的自立に向けた若年期におけるライフプランニングに関する広報・啓発の推進	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女がともに経済的に自立していくことの重要性について伝え、男女それぞれの選択の幅が狭められることのないよう、長期的な視点に立って人生を展望し、働くことを位置付け、準備できるよう若い世代に向けた研修会等の広報・啓発を進めます。	企画政策課
18	租税教育への男女共同参画の視点の導入	学校等における租税教育を行う際に、「税」について、男女が共に利益を享受し負担を担う男女共同参画の意義を踏まえて、社会・経済・雇用などの基本的な社会の仕組みとのつながりの中で説明し、男女が共に社会に自立する存在であることの大切さを通して、若年期からの社会感覚を磨き納税意識を高められるよう、内容の充実を図ります。	税 務 課
19	男女共同参画社会についての情報提供の充実	住民の男女共同参画社会についての理解が深まるよう、国・県・市の取り組みや法令など、男女共同参画社会の形成の促進に関する情報を、市のあらゆる媒体を活用して発信するとともに、市が行うあらゆる講座、講演会、イベント等において、国・県等が作成したリーフレット等を配布します。	企画政策課
20	各種講座・事業等の開催日時の配慮	性別にかかわらず、様々な年代、様々なライフスタイルの人が、市が開催する行事や事業等に参加しやすいよう配慮します。	関係各課
21	市が開催する講座等での一時保育の実施	子育て中の人々が、市が主催する講座や会議などに参加しやすいよう一時保育の実施について体制の整備を図ります。	関係各課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
22	広報誌への男女共同参画に関するコラムの掲載	男女共同参画についての理解を深めるため、広報誌に男女共同参画に関するコラムを掲載します。その際、住民に関心のあるテーマとなるよう、関係各課と連携した取り組みを進めます。	企画政策課
23	男女共同参画に関する図書等の整備・充実	男女共同参画に関する図書、雑誌、視聴覚資料等を広く収集し、男女共同参画関連図書コーナーを設置します。	図書館 企画政策課
24	女性差別撤廃条約等の周知	女性差別撤廃条約をはじめとする男女共同参画に関連の深い国際的な法令や条約等について、市職員をはじめとする公職に携わる人に対して理解の促進を図るとともに、住民に対するわかりやすい周知に配慮します。	企画政策課
25	市が発行する印刷物等への男女共同参画の視点の導入	公的表現が、性別に基づく固定観念にとらわれないように配慮し、市職員が男女共同参画の趣旨を正しく理解し、男女共同参画の視点に立って適切な広報活動ができるよう内閣府が発行する「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」を活用した研修を行います。	企画政策課 秘書広報課



### 用語解説

#### ※「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）

「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じた多様な生き方が選択・実現できる社会」

#### ※メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

## 2 重点的に取り組むこと

### 男女共同参画社会の形成を阻害する 制度・慣行の見直し

#### 現状と課題

■社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯をもって生れてきたものではありませんが、男女共同参画社会の形成という新しい視点から見た場合、男女の置かれている立場の違い等を反映して、結果的に男女に中立に機能しない状況があり、本来尊重すべき性別にかかわらず多様な生き方の選択を阻む要因となることがあります。

このような固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣行は、暮らしの隅々に関わっており、無意識のうちに人々の男女共同参画意識に影響を及ぼしています。

■本市においても、平成22年に実施した「男女共同参画についての市民意識調査」を通して、地域の雰囲気や慣習の中に「会合や行事の湯茶・食事の準備や後片付けは女性の役割という雰囲気がある」「集落・公民館・PTAなどの役員名簿には夫の名前を載せるが、実際には妻が役割を果たしていることが多い」等・・・、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっている様々な慣行があることが分かりました。

そのため、市民生活を支える行政のあらゆる施策や人々の活動の場である家庭、職場、学校、地域コミュニティにおける運営等に関わる慣行において、固定的な性別役割分担意識を助長するものではないか、性別による機会の不平等をもたらすものではないか等を点検し、男女共同参画社会の形成への影響という観点からの配慮を行います。

また、これまでの本市における男女共同参画社会についての取り組みの状況を踏まえて、男女共同参画社会の形成という観点から見直すべき制度や慣行について、住民の主体的な気づきが拓かれるよう男女共同参画社会に関する積極的な広報・啓発を進めます。

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
26	男女共同参画社会の形成に及ぼす影響の調査	男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす慣習等の調査を行い、職場・家庭・地域等さまざまな場における慣行のうち、男女の社会における活動の選択に中立でない影響を及ぼすものについて見直しを呼び掛けます。	企画政策課
1 再掲	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画社会の形成の阻害要因である固定的性別役割分担意識に焦点をあて、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための研修、講座の開催等広報・啓発活動を行います。特に、男性・子ども・若者世代などを対象とした取り組みの強化に努めます。	企画政策課
2 再掲	自治会等、身近な場所での多様な機会をとらえた講座等の開催	地域において男女共同参画の意識を高め、固定的性別役割分担意識にとらわれない意識が醸成されるよう、自治公民館や家庭教育学級、職場等住民の身近な場所で開催します。	企画政策課
9 再掲	生涯学習・社会教育の推進	男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るため、生涯学習・社会教育の講座において、男女共同参画についての学習機会の提供を行います。 また、家庭教育学級、乳幼児学級、高齢者学級、女性団体、青年団、育児グループ等における男女共同参画社会についての学習の提供を促進します。	社会教育課
10 再掲	市職員研修の実施	住民生活に係る施策の立案から実施を行う市職員の男女共同参画意識は、その施策を通して本市における男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすため、男女共同参画についての確かな理解の浸透を図る研修を実施します。	総務課
16 再掲	メディア・リテラシー（メディアを読み解く力）向上のための支援	固定的な性別役割分担意識の解消に向け、メディアが提示する固定的なイメージを読み解くことの重要性等、メディア・リテラシー向上のための講座の開催や広報・啓発を行います。	企画政策課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
19 再掲	男女共同参画社会についての情報提供の充実	住民の男女共同参画社会についての理解が深まるよう、国・県・市の取り組みや法令など、男女共同参画社会の形成の促進に関する情報を、市のあらゆる媒体を活用して発信するとともに、市が行うあらゆる講座、講演会、イベント等において、国・県等が作成したリーフレット等を配布します。	企画政策課
27	家庭生活の役割分担に関する啓発の推進	性別による固定的性別役割分担意識をかえることにより、男女が共に家庭責任を果たすための料理教室等の学習機会の情報を提供します。その際、子どもや男性の家事等日常生活能力の獲得・向上への支援を行います。	健康増進課 社会教育課
28	職場における慣行の見直しに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画社会の形成の阻害要因となる職場における固定的な性別役割分担意識等に基づく慣行の見直しのための研修等、広報・啓発活動を進めます。	総務課 商工観光課 企画政策課
29	学校運営における慣行の見直しに向けた広報・啓発活動の推進	学校運営における、男女共同参画社会の形成の阻害要因となる固定的な性別役割分担意識等に基づく慣行の見直しのための研修等、広報・啓発活動を進めます。	学校教育課
30	地域運営における慣行の見直し	地域は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であることから、自治公民館等の運営における、男女共同参画社会の形成の阻害要因となる固定的な性別役割分担意識等に基づく慣行の見直しのための研修等、広報・啓発活動を進めます。	企画政策課
31	行事やイベント等における慣行の見直し	行事・イベント等における、男女共同参画社会の形成の阻害要因となる固定的な性別役割分担意識等に基づく慣行の見直しのための研修等、広報・啓発活動を進めます。	企画政策課
25 再掲	市が発行する印刷物等への男女共同参画の視点の導入	公的表現が、性別に基づく固定観念にとらわれないように配慮し、市職員が男女共同参画の趣旨を正しく理解し、男女共同参画の視点に立って適切な広報活動ができるよう内閣府が発行する「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」を活用した研修を行います。	企画政策課 秘書広報課



No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
32	個性を大切にす進路指導の充実	児童生徒が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりが自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけられるようキャリア教育を含む進路指導を行います。その際、男子向け、女子向けとされる職種にとらわれることなく、幅広い進路選択がされるよう、教職員対象の研修の実施や情報の提供に努めます。	学校教育課
33	自治会組織の方針決定の場への女性の参画拡大に向けた環境づくり	女性の参画を阻害する要因となっている自治会運営に関する慣行の見直しを行うため、女性が参画することの意義や男女共同参画社会の形成と人権尊重の視点から捉えなおす地域コミュニティづくりについての先進地域の事例等の情報を積極的に提供し、自治会役員等を対象とした男女共同参画社会についての研修を実施します。また、女性自身の参画の意欲を高めるためのエンパワーメント※を支援します。	企画政策課 総務課 地域振興課
34	各種団体の方針決定の場への女性の参画拡大に向けた環境づくり	女性の参画を阻害する要因となっている、各種団体の運営に関する見直しを行うため、所管する団体の会合等の機会を捉えて女性の参画が促進されるよう適切なアドバイスと情報提供を行います。また、女性自身の参画の意欲を高めるためのエンパワーメントを支援します。	社会教育課 企画政策課

### 用語解説

#### ※エンパワーメント

直訳すると「ちからをつけること」という意味ですが、「よりよい社会へと変えていくちから、責任を持って主体として社会を築いていくちからを発揮できること」をいう。一人一人が当事者としての自らの立場で起こる問題に気づき、問題の背景にある社会構造を理解し、問題解決のために行動することなど、自分のことは自分で決めるという個人的なちからから、政治的・社会的・法的・経済的なちからを発揮することを含みます。この概念の核心は、すべての人が本来持つちからを十分に発揮することのできる社会をつくることにあり、一人ひとりが自分のちからと尊厳への信頼の回復を図ることを目指しているため、エンパワーメントに向けた取り組みの基盤となるのは人権への深い理解です。

### 3 重点的に取り組むこと

## 女性の人権を侵害するあらゆる暴力の防止、 救済に向けた環境の整備

### 現状と課題

■女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その防止と救済に向けた取り組みを進めることは、男女共同参画社会を形成していく上での喫緊の課題です。

女性に対するあらゆる暴力の背景には、男女の固定的な役割分担意識、経済力の格差、上下関係の規範など、性別に由来する構造的な問題があります。

しかし、これらの暴力を個人的な問題として捉える意識は根強く残っており、暴力が潜在化する大きな要因となっていることから、個人の問題ではなく社会の構造的な問題であるという確かな認識を広めるための取り組みが重要です。

女性に対する暴力を根絶するため、その防止と救済に向け、暴力についての確かな認識を広めるための取り組みを進めるとともに、暴力の形態や被害者のニーズに応じたきめ細かい対応をめざし、関係機関職員への研修の徹底や、連携した取り組みを進める等、環境の整備を進めます。

■本市が、平成22年に実施した「男女共同参画についての市民意識調査」によると、配偶者等から身体的暴力を受けた経験が一度でもあると答えた女性は、18.5%となっており、約5人に1人が配偶者等からの暴力を経験しています。

また、配偶者等からの暴力を受けた経験がある女性に、その相談先についてたずねたところ、「どこにもだれにも相談しなかった（できなかった）」と回答した人が41.9%と最も高く、暴力が潜在化しやすい傾向にあることも分かりました。

■平成13年10月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下DV防止法）が施行され、配偶者等からの暴力は、それまで家庭内における個人的な問題とされてきた認識から、ジェンダー（社会的性別）※に由来する構造的な問題であるという認識に基づいて様々な社会的取り組みが進められ、平成19年7月のDV防止法改正では、市町村に

### 用語解説

#### ※ジェンダー（社会的性別）

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的に使われている。

においても基本計画の策定が努力義務として規定されました。

本市においても、DV防止法第3条第3項に基づき、「始良市配偶者等からの暴力防止対策基本計画」を「始良市男女共同参画基本計画」と一体的に策定し、DVの根絶に向けた総合的な施策の展開に取り組みます。

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
6 再掲	人権教育・学習の推進	人権に関する教育・学習のテーマに、男女共同参画社会についての学びを入れるとともに、固定的な性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を図るため、人権に関する教育・学習を男女共同参画社会基本法第3条「男女の人権の尊重」の理念を踏まえて行います。また、性別に由来する個別具体の人権問題について、男女共同参画社会の形成の阻害要因となることへの理解を踏まえた教育・学習を行います。	学校教育課 社会教育課 市民課 企画政策課
1 再掲	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画社会の形成の阻害要因である固定的な性別役割分担意識に焦点をあて、男女共同参画社会についての理解を深めるための研修、講座の開催等広報・啓発活動を積極的に行います。その際、対象によって関心のあるテーマで行うよう関係各課と連携して取り組みます。また、特に男性や若い世代、子どもを対象にした取り組みの強化に努めます。	企画政策課
35	法教育の推進	日常生活の中で、人権侵害や男女の不平等な状況を改善していくために法律を活用し、問題解決の力量形成が図れるよう、法律を知る機会の拡大に向け、広報誌や市ホームページ等を活用して法律に関するコラムを設ける等、法教育を進めます。	企画政策課 市民課
36	「人権週間」における広報・啓発	広報誌や防災無線を活用して、「人権週間」の周知に努めます。その際身近な事例を用いた広報を展開する等、有効な情報発信に努めます。	企画政策課 市民課
37	地域における学習機会の提供	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、公民館講座等での啓発活動に努めます。	企画政策課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
38	多様な機会をとらえた広報・啓発の推進	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、広報誌や市のホームページなどを活用した広報を実施するとともに、多くの住民が集まる検診や成人式等において、リーフレットを配布するなど多様な機会をとらえた広報・啓発を進めます。	企画政策課
39	講演会や研修会等の開催による啓発の実施	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、講演会や研修会を実施します。	企画政策課
40	県男女共同参画センター等における講演会等の情報提供	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、県男女共同参画センターや近隣市町村における講演会や研修会の開催日程等の情報提供に努めます。	企画政策課
41	各種団体の研修会等の機会を活用した啓発の推進	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、各種団体の研修会、講座、定例会の機会を活用して国・県・関係機関等が作成したリーフレットを配布するなど啓発活動を進めます。	企画政策課
42	書籍やビデオ等関連情報の提供	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、教育機関や各種団体、グループ等に対して、書籍やビデオ等関連情報の提供を行います。	社会教育課 図書館
43	啓発用リーフレットの活用	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広めるために、県や民間団体が作成した啓発用リーフレットを配布します。	企画政策課
44	「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした広報・啓発	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広め、その防止に向けた住民の取り組みを促進するとともに、被害者が周囲の無理解によりさらに傷つき、暴力の実態が潜在化することがないようにするため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月）に、県男女共同参画センターと連携して図書館等公共施設でパネル展示を実施する等広報・啓発を進めます。	企画政策課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
45	被害者が自ら配偶者等からの暴力に気づくための啓発活動の推進	配偶者等からの暴力を暴力として認識できていないために、必要な支援が受けられない被害者に対し、被害者にとってより身近で安全な場所にリーフレットや相談窓口一覧カード等を配置し、配偶者等からの暴力についての正しい理解を得るための情報を提供します。	企画政策課
46	暴力に頼らない問題解決のための広報・啓発の推進	個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を培い、暴力に頼らない問題解決ができるようになるため、広報誌等を活用し、意識の醸成に努めます。	企画政策課
47	身近な事例を用いた啓発、参加体験型の研修等の実施	暴力に対して「ノー」を言う権利を行使でき、暴力が介在しない対等な人間関係を築くことができるようになるために、身近な事例を用いた参加・体験型の研修を実施します。	企画政策課
48	一時避難先の確保等による被害者の保護	始良市配偶者からの暴力及びストーカー行為等被害者支援事業実施要綱に基づき、被害者の一時避難先を確保する等、支援関係機関との連携・協力により、被害者の安全確保に努めます。	企画政策課
49	警察の緊急通報装置貸出制度	被害者の安全確保のために、警察の緊急通報装置貸出について情報提供を行います。	企画政策課
50	地域における見守り支援	被害者が住み慣れた地域で引き続き暮らしていけるよう、いつ起こるか予測困難な暴力に迅速に対処し、被害者の安全確保を図るために、自治会組織や地域ネットワーク活動等様々なシステムや機会を通じて、被害者の身近な地域における見守り支援の環境づくりを促進します。	社会福祉課 社会教育課 健康増進課
51	地域のあらゆる主体における防犯活動・地域安全活動の推進	暴力の予防・防止の観点から、安全に関する情報提供等地域に密着した防犯活動に自治会、学校、PTA、事業所等と連携して取り組みます。	社会教育課 学校教育課 危機管理課 企画政策課
52	婦人保護施設や母子生活支援施設等と連携した被害者の保護	被害者が安心して今後のことを考えたり、自立に向けた準備ができるよう、一時保護施設等への入所にかかる支援を行います。	児童福祉課 企画政策課
53	身近な避難先の確保	被害者の安全確保を図るために、自治会組織や地域ネットワーク活動や地域生活者と連携して身近な避難先を確保できるよう努めます。	児童福祉課 企画政策課



No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
54	保健・医療機関における早期発見のための相談対応マニュアルの活用	医療機関は患者の症状から、保健センターは健康診査や相談を通して、配偶者等からの暴力の早期発見に努め、緊急性や被害者の心身の状況に応じて被害者の意思を尊重しながら、市や警察に通報するなどの適切な対応がとれるよう「相談対応マニュアル」を活用した情報提供を行います。	健康増進課 企画政策課
55	医療機関における診療等スクリーニングを通じた早期発見と積極的な情報提供	医療機関において、緊急性や被害者の心身の状況に応じて被害者の意思を尊重しながら、市や警察に通報したり、必要な情報提供を行えるよう、制度に係る情報提供等の支援を行います。	企画政策課
56	育児・介護サービスの提供者による早期発見	家庭内の状況を把握しやすい立場にある育児サービスや高齢者・障がい者に対する介護サービスの提供者等の福祉関係者は、潜在化している配偶者等からの暴力の発見者になる可能性が高いため、かかわりのある家庭で配偶者等からの暴力の問題がないかに留意し、被害者の意思の尊重と守秘義務に配慮し、被害者が適切な支援を受けられるよう支援関係機関につなぐ対応に努めます。	児童福祉課 長寿・障害福祉課
57	母子保健事業を通じた早期発見と被害者や子ども、家族への積極的な働きかけ	緊急性や被害者の心身の状況に応じ、被害者の意思の尊重と守秘義務に配慮しながら、市や警察に通報したり、必要な情報提供を行います。	健康増進課
58	配偶者等からの暴力及び児童虐待の支援関係機関の連携協力体制の強化	児童虐待の通告による配偶者等からの暴力の発見と適切な対応に向けて、福祉事務所と連携を図り、被虐待児童及び配偶者等からの暴力被害者の保護等に迅速に対応します。そのため、児童虐待支援に係る市職員等を対象に配偶者等からの暴力に関する研修を実施します。また、県や関係機関等が実施する講座等の情報を提供し参加を促進します。	児童福祉課 企画政策課
59	民生委員や人権擁護委員等による早期発見・対応の促進	地域住民にとって身近な相談先である民生委員・児童委員や主任児童委員、人権擁護委員等が、日頃の活動を通じて配偶者等からの暴力を早い段階で発見することに努め、被害者への適切な情報提供を行うなど、暴力の未然防止の視点を持った活動が行えるよう研修機会の提供等、活動の促進を図る支援に努めます。	市民課 社会福祉課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
60	学校、幼稚園、保育所等における子どもの行動等からの早期発見・援助	学校関係者や保育士等、日頃から子どもに接している人は、子どもや保護者の様子や会話の内容から発せられるSOSを見逃さず、配偶者等からの暴力の早期発見に努め、被害者に相談機関等の情報を提供するほか、配偶者等からの暴力及び児童虐待の両面から市や児童相談所等関係機関と連携し、被害者と子どもの援助に当たります。	学校教育課 児童福祉課
61	外国人、障がい者、高齢者の孤立防止と暴力の未然防止・早期発見のための環境づくり	外国人や障がい者、高齢者が、地域社会から孤立することにより、配偶者等からの暴力の発見が遅れることを防ぐため、それらの人に関わる市職員、福祉や保健のサービス提供者、民生委員・児童委員、福祉や国際交流（協力）の分野で活動を行うNPO等が、配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見の視点をもって日常の業務や活動が行えるよう対応技術や知識の習得の向上に向けた研修機会についての情報提供を行う等の環境づくりを進めます。	社会福祉課 長寿・障害福祉課
62	医療関係者への通報・通告制度の周知徹底	日常業務の中で被害者を発見しやすい立場にある医療関係者に対して、医療関係者による発見は、守秘義務違反に問われることがないこと等、制度の周知を図り被害者の適切な保護を図ります。	保険年金課 (診療所)
63	通報者の情報の保護の徹底	通報を受ける可能性のある全ての職員に対して、通報者の氏名等に関する情報保護の徹底を図ります。	関係各課
64	配偶者暴力防止法に基づく通報制度及び児童虐待防止法に基づく通告制度の広報	被害者の保護を図るための情報を広く社会から求めるために、配偶者暴力防止法及び児童虐待防止法に基づく通報・通告制度についての法の規定とその趣旨等について、様々な機会を利用して広報に努めます。	企画政策課 児童福祉課
65	各機関における被害者の個人情報の保護と守秘義務の徹底	被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、医療機関等関係各機関における被害者の個人情報の保護を徹底します。	企画政策課
66	教育委員会及び学校における個人情報の適切な管理	被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、転校先や居住地等の守秘義務について周知・徹底を図ります。	学校教育課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
67	被害者の個人情報共有する支援関係機関の情報管理のルールづくり	被害者の個人情報保護を徹底するため、関係機関連絡会議、庁内連絡会議等、情報を共有する必要がある機関・部署において情報管理のルールを定め遵守します。	企画政策課
68	個人情報を扱う市職員や各種機関における配偶者等からの暴力に関する理解の促進	個人情報を扱う市職員や学校等の機関が、被害者の個人情報の保護を徹底するために、配偶者等からの暴力についての正しい理解を促進する研修を実施します。	企画政策課
69	警察との連携・協力	相談員など支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、警察と連携・協力して、その安全確保に努めます。	企画政策課
70	ストーカー規制法や接近禁止等の仮処分の申出制度等の情報提供	配偶者暴力防止法以外の各種制度も有効に活用し、被害者の安全確保を図るため、警察をはじめ支援関係機関と連携し、被害者及び関係者への制度に関する情報提供と、その利用に当たっての支援を行います。	企画政策課
71	医療保険・国民年金の加入脱退手続きにおける支援措置	被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、医療保険の加入脱退手続きにおける支援措置に適切に運用します。	保険年金課
72	住民基本台帳の閲覧等の制限に関する支援措置	住民基本台帳事務における支援措置制度が適切に運用されるよう、制度の周知・徹底に努めます。	市民課
73	保護命令制度の広報と申立てに関する支援	配偶者等からの暴力による被害者の安全確保を図るために配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の利用が図られるよう、リーフレット及びガイドブックを活用し、その広報に努めるとともに、被害者への適切な情報提供に努め、手続きに関わる支援を行います。	企画政策課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
74	配偶者等からの暴力を発見しやすい立場にある関係者への、配偶者等からの暴力についての知識と適切な対応の周知	地域における配偶者等からの暴力被害者の早期発見と未然防止の環境づくりを進めるためには、消防(救急)職員、民生委員・児童委員や主任児童委員、人権擁護委員、保健・医療・福祉・教育の関係者及び弁護士等住民に身近な専門機関の関係者が対応技術を身につけることが必要です。そのため、関係者を対象に、配偶者等からの暴力についての正しい認識の定着を図る研修を実施します。	関係各課
75	教育、保健医療関係者、警察、相談機関の職員等を対象とした研修への参加促進	教育関係者や保健医療関係者などDVの被害者を発見しやすい立場にある関係者が、被害者の早期発見と適切なケアにあたれるよう、国・県・関係機関等が実施するDVに関する理解を深めるための研修への参加を促進します。	企画政策課
76	医療関係者向け広報・研修への参加促進	医療関係者対象の研修や支援者養成講座等についての情報提供を行い、研修への参加を促進します。	企画政策課
77	支援関係機関の職務関係者を対象とした研修の実施	支援関係機関の職務関係者が配偶者等からの暴力に対する正しい理解のもとで、被害者に二次被害を与えることなく男女共同参画の視点に立った適切な対応ができるよう研修の機会と内容の充実を図ります。 ※支援機関職務関係者 (教育相談員、スクールカウンセラー、民生委員・児童委員、児童相談員、消費生活相談員、人権擁護委員等)	企画政策課
78	支援者の個人情報管理の徹底	相談員など支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、その個人情報の管理を徹底します。	関係各課
79	安心して相談できる環境の整備	プライバシーや被害者の心情に配慮した相談室の環境づくりを進めます。	企画政策課
80	外国人・障がい者への対応が可能な相談機関等の情報の把握	使用する言語や障がい等に応じた相談対応が可能な機関等の情報を把握し、県配偶者暴力相談支援センターと連携して対応します。	企画政策課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
81	県「支援者のための相談対応マニュアル」の活用	被害者への適切な対応と支援を行えるよう「支援者のための相談対応マニュアル」を支援関係機関に周知するとともに、市職員の職務関係者に配布します。	企画政策課
82	相談員等支援者のケアの充実	被害者へのより良い支援を行うために、支援者自身が自らの心身の健康に気をつけるとともに、組織としても、その職務の特性に配慮した支援者のケアに取り組みます。	企画政策課
83	被害者への安全確保に配慮した各種相談機関等の周知	被害者の安全確保への配慮をはじめ被害者の立場に立った、県配偶者暴力相談支援センターをはじめとする県内の相談機関について、相談窓口カードやリーフレット等も活用し、安全な周知に努めます。	企画政策課
84	始良市女性相談の周知	本市における安全なDV相談の周知を図ります。	企画政策課
85	県DV被害者支援養成講座への支援関係機関職務関係者の派遣	県が開催する被害者支援養成講座について、支援関係機関職務関係者に情報提供するとともに、市職員の職務関係者を派遣します。	企画政策課
86	庁内連絡会議の推進	迅速な対応ができるよう庁内連絡体制を充実し、早急な対応を図ります。	企画政策課
87	医療機関とその他支援関係機関との連携協力体制の整備	管内配偶者暴力相談支援センター、近隣自治体と連携し関係機関連絡会議を設置し、定期的な開催による情報の共有化を図り、迅速な対応ができる体制整備に取り組みます。	企画政策課
88	支援関係機関・団体の連携協力体制の強化	被害者の相談に総合的に対応するために、関係機関・団体からなる会議等の開催や日常的な連携システムの構築により、関係機関・団体の連携強化を図ります。	企画政策課
89	支援関係機関の時間外及び休日における保護に関する連絡体制の確立	休日や時間外に対応できる支援機関を把握する等、連絡体制一覧表の作成と支援関係機関への配布を行います。	企画政策課

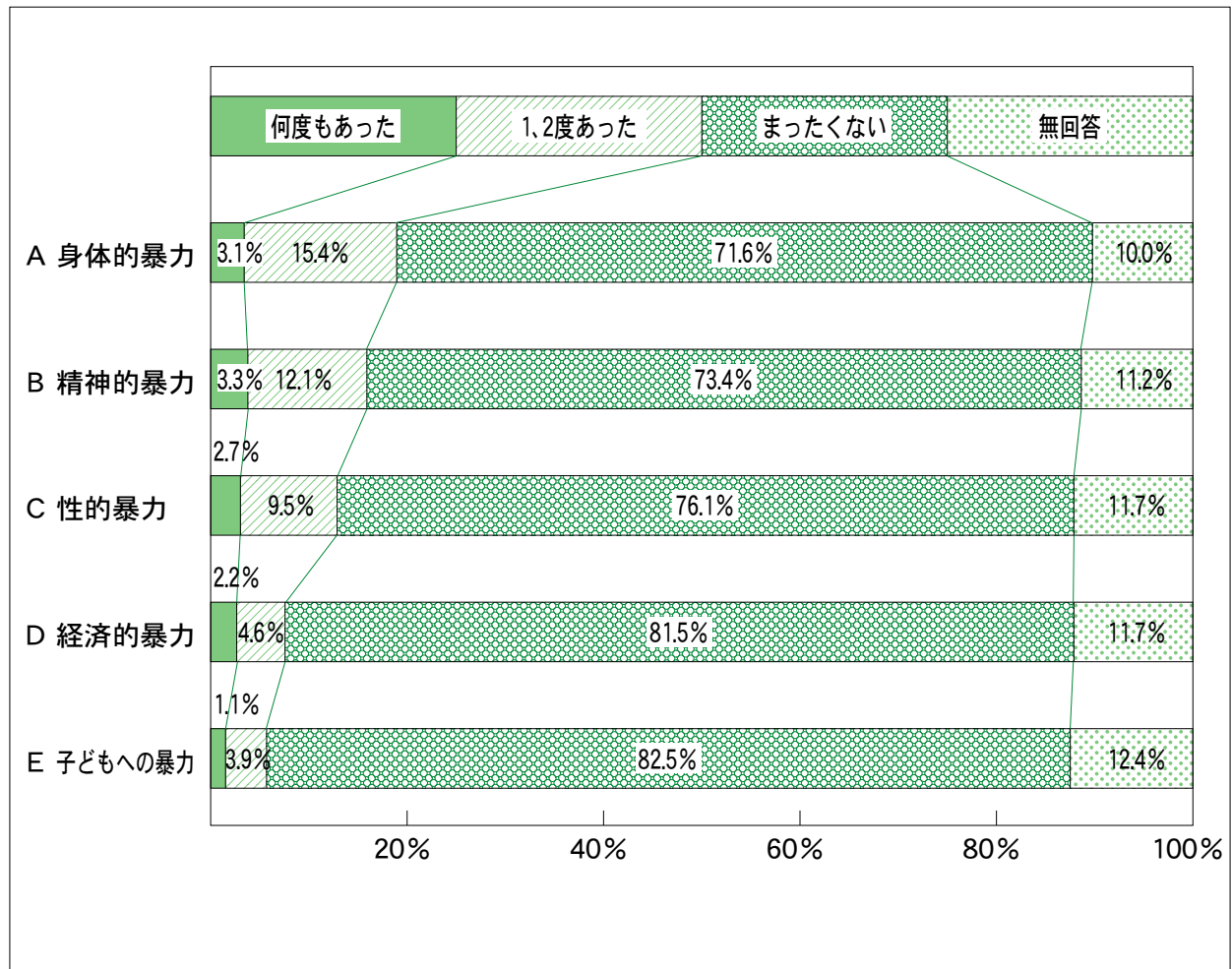


No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
90	自立困難な被害者への個々の状況に応じた支援	心身の状況や生活能力、障がい、子育て等により自立した生活が困難な被害者については、市と福祉事務所等が連携を図りながら、個々の状況に応じて福祉（保健）施設等への入所を支援します。	社会福祉課 児童福祉課 長寿・障害福祉課 企画政策課
91	生活保護、児童扶養手当、児童手当等各種経済的支援制度の適用	経済的に困窮している被害者に対しては、生活保護等の援護制度の活用による支援を行います。	社会福祉課 児童福祉課 長寿・障害福祉課
92	母子・寡婦福祉資金や生活福祉資金、母子・寡婦・父子たすけあい資金等貸付制度の適用	経済的に困窮している被害者に対しては、貸付金制度の情報提供等を行います。	社会福祉課 児童福祉課 長寿・障害福祉課
93	各種保育サービスの情報提供・利用支援	各種保育サービスや育児相談等に関する情報提供による、育児の負担軽減を図ります。	児童福祉課
94	学校や幼稚園、保育所、児童クラブ等への就学や入所等の支援	市、教育委員会、学校等は、加害者からの追跡等があつて現住所地に住民票を異動できない子どもが、現在住んでいる地域の学校や保育所等に入学や転校、入所等ができるよう支援します。	教育総務課 学校教育課 児童福祉課
95	ハローワークにおける職業相談や指導等の情報提供	被害者にとっての就労は、経済的な自立を図るためだけでなく、心の回復の面からも重要です。しかし、被害者は、技能や経験、子育て等様々な要因から仕事に限られるなど、就労機会が少ない状況にあることから、ハローワーク等における職業相談等の情報提供を行います。	企画政策課 商工観光課
96	就職のための技能習得等の情報提供	就職に必要な、あるいは有利な技能や知識を習得するために、職業訓練や法制度等に関する学習機会の情報を提供します。	企画政策課 商工観光課
97	公営住宅等の優先入居	住宅の確保に困窮している被害者を支援するため、公営住宅等への優先的な入居に努めます。	建築住宅課
98	配偶者暴力防止法に基づく子に対する接近禁止命令制度の周知	加害者による子どもの連れ去りや不当な接触を防止し、被害者及び子どもの安全を確保するため、子どもに対する接近禁止命令制度が有効に活用されるよう、教育委員会及び学校への制度の周知を図ります。	企画政策課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
99	地域のあらゆる主体における子どもの見守りの推進	子どもに関わる学校や幼稚園、保育園、医療関係機関、地域住民等、様々な立場の人が、子どもの様子から配偶者等の暴力によって傷ついている子どもを発見し、関係機関との連携により適切な対応をとることができるよう、児童虐待防止法に基づく通告制度の周知などを進めます。	企画政策課 児童福祉課 学校教育課
100	健康診査・予防接種の弾力的実施	加害者からの追跡等の恐れがあり、本市に住民登録していない子どもについては、本市で健康診査や予防接種が受けられるようにします。	健康増進課
101	デートDV防止に関する教育・啓発の推進	デートDVの防止に取り組む民間団体と協働しながら啓発活動や教育関係者を対象としたデートDV防止に関する研修等を実施し、教育現場や地域社会、家庭におけるデートDVの防止に向けた取り組みを進めます。特に、子どもたちに対して、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を持ち、男女の人権を尊重した対等な人間関係を築くことを学習する機会を提供します。	企画政策課 健康増進課
102	暴力に頼らない問題解決の力量形成を図るための教育の推進	配偶者等からの暴力の根絶を目指すには、成人する前に暴力的でない考え方や問題解決の方法を身につけることが重要です。学校などの関係機関と連携して、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を培い、暴力に頼らない問題解決の力量形成を図るための教育を進めます。	企画政策課 学校教育課
103	被害者に関する適切なケア	教育関係者や保健医療関係者等デートDVの被害者を見出しやすい立場にある関係者が、デートDVに関する理解を深め、早期発見と適切なケアに努めます。	学校教育課 教育総務課 健康増進課
104	住民との協働による有害環境浄化の推進	卑わいな広告物等公共の場における女性をあからさまに性的な対象とする広告等に対して、表現の自由を十分尊重したうえで、環境浄化活動を住民との協働により進めます。	都市計画課 生活環境課
105	子どもに対する性的な暴力の防止・救済に向けた支援	学校、児童福祉施設等子どもと直接接する業務を行う施設において、子どもが相談しやすい環境を整備し、性的虐待の兆候を把握して児童相談所との確に連携するための研修・広報啓発を実施します。	児童福祉課 学校教育課 企画政策課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
106	雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント※防止に向けた取り組みの推進	セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるとの認識に立ち、セクシュアル・ハラスメント防止のための事業主の意識改革を促進するとともに、男女雇用機会均等法に基づく事業主が講ずべき措置に関する指針の周知等、雇用の場における防止対策を進めます。	商工観光課 企画政策課
107	庁内におけるセクシュアル・ハラスメント防止・救済に向けた取り組みの推進	庁内におけるセクシュアル・ハラスメントの防止・救済に向けた服務規律の徹底、相談体制の整備に努めます。	総務課
108	教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止・救済に向けた取り組みの推進	教育関係者への服務規律の徹底、被害者である児童生徒等、さらにはその保護者が相談しやすい環境づくり、相談や苦情に適切に対処できる体制の整備、被害者の精神的ケアのための体制整備等を進めます。	学校教育課 教育総務課
109	その他のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた広報・啓発活動の推進	医療、社会福祉施設、自治会等、男女雇用機会均等法が適用されない関係、領域におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向け、セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるとの認識を広めるための広報・啓発活動を進めます。	企画政策課
110	セクシュアル・ハラスメントの相談窓口に関する情報提供	鹿児島県雇用均等室・21世紀職業財団等と連携して被害者の救済に取り組むとともに、各種相談機関を把握し、被害者に対しての相談機関の情報提供を行います。	商工観光課 企画政策課
111	男女雇用機会均等法の周知と履行確保	均等法は、セクシュアル・ハラスメント対策として雇用管理上必要な措置を講ずることを事業主に義務づけていることなど、第11条を中心に事業所に周知するとともに、履行確保に向けた取り組みを進めます。	商工観光課 企画政策課

## 配偶者等からの暴力を受けた経験



### 用語解説

#### ※セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動などのいやがらせのことをいう。最近では、職場のみならず、学校でのセクシュアル・ハラスメントも問題になっている。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など様々な態様のものが含まれる。



## 4 重点的に取り組むこと

### 男女共同参画の視点に立った生涯を通じた 心身の健康に関する支援

#### 現状と課題

■男女共同参画社会の形成の促進に当たっては、性別にかかわらずすべての人の個人としての尊厳が大切にされなければなりません。中でも、住民一人ひとりの多様な生き方を支えるための重要な課題である心身の健康に関わる取り組みについては、それぞれの性にかかわる身体的特徴に理解を深め、妊娠や出産の可能性を有する女性が、その生涯を通じて、男性とは異なる心身の健康上の問題に直面することに配慮する等、「男女の人権の尊重」に基づく「性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」<sup>\*</sup>概念を踏まえることが重要です。

本市の男女共同参画推進条例第3条第5項において、その基本理念として、「男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行わなければならない」と示しています。

■本来、個人の意思が尊重されるべき結婚観や妊娠・出産をめぐる偏見は依然として根強く、また、個人の尊厳に関わるそれぞれの性の身体的特徴に配慮が足りない状況に、性と生殖に関わる身体の問題への男女共同参画の視点に立った対応が求められています。

さらに近年、性に関する商業的、不正確な情報が氾濫する中で、性感染症の予防や、望まない妊娠を防ぐという観点を含めて、性に関する健康問題について、正しく理解し適切に行動を取ることが必要です。このため、家庭・地域と連携し、学校において、発達段階に応じた確かな性教育を実施するとともに、性と生殖に関して健康であることの重要性について、市民への確かな情報提供に努めます。

■このような課題を踏まえて、「性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」概念の浸透を図りつつ、誰もが、その生涯を通じて身体的・精神的・社会的に良好な状態を享受できるよう男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援を行い、多様なライフスタイル・ライフサイクルに対応できるよう総合的な施策の展開に取り組めます。

#### 用語解説

##### ※「性と生殖に関する健康／権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。



No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
112	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての知識の普及	性と生殖に関する健康と権利に関する正しい知識を広く社会に普及するため、情報を提供し知識の普及に努めます。	健康増進課 企画政策課
113	健康管理に関する情報の提供	生涯を通じ、自己の健康を適切に管理・改善するための教育・学習を家庭や地域において積極的に進めます。その際、健康を保持増進するためには、個人の行動選択やそれを支える社会環境づくりなどが大切であることにも留意します。	健康増進課
114	学校教育における健康教室の実施	学校においては、児童生徒が健康の大切さを認識できるようにするとともに、自己の健康を管理する資質や能力の基礎を培い、実践力を育成するため、健康教育の推進をはかります。	保健体育課 学校教育課 健康増進課
115	女性の生涯を通じた健康診査・指導の推進	女性は、妊娠や出産をする可能性があることから、ライフスタイルを通じて男性と異なる健康上の問題に直面するため、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など女性の生涯を通じた適切な健康保持に関する事業を推進します。	健康増進課
116	発達段階に応じた性教育の推進	性に関して心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防に関する知識を確実に身に付け、生命の尊重や自己及び他者の個人を尊重し、相手をおもいやり、望ましい人間関係を構築するなど、適切な行動がとれるよう、学校において「性と生殖に関する健康と権利」概念を基盤とした性教育を進めます。	保健体育課 学校教育課 健康増進課
117	食育の推進	食生活やこれを取り巻く環境が急激に変化する中で、栄養の偏りや食習慣の乱れがみられ、健康への影響が懸念されています。男女を問わず、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する能力を育むべく、食育に関する施策を推進します。その際、若い女性のやせすぎや中高年の肥満防止とともに、男性の生活・自活能力の向上にも留意します。	健康増進課 農政課 保健体育課
118	健康をめぐる問題の相談体制の充実	男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようになるための健康全般に関する相談を性差に応じて実施します。	健康増進課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
119	妊娠・出産期までの一貫したサービスの提供	日常生活圏において、妊娠から出産まで一貫した医療サービスの提供等が受けられるよう施策の一層の推進を図ります。さらに妊婦等に対する早期の妊娠届の勧奨などにより、妊婦検診の公的負担や出産一時金などにより、経済的負担の軽減を図ります。	健康増進課
120	母子保健活動の推進	妊娠・出産や人工妊娠中絶等の悩みを抱える者に対して、訪問指導等の母子保健事業を活用した体制の整備を図ります。	健康増進課
121	「マタニティマーク」の普及	妊婦検診の適正な受診や妊娠の届出について周知を図るとともに、社会全体で妊産婦に対する環境を育んでいく「マタニティマーク」の普及を図ります。	健康増進課
122	不妊治療の経済的負担の軽減	高額の医療費がかかる不妊治療に要する費用に対する助成を行うとともに、支援の充実を図ります。	健康増進課
123	職場における健康管理の推進	男性の働き方の見直し等長時間労働の抑制を図り、休養や食事等による自己の健康を適切に管理するよう、職場における健康管理の推進を進めます。	総務課 企画政策課
124	性感染症の予防に関する啓発の実施	H I V / エイズや子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染を始めたとする性感染症は、健康に甚大な影響を及ぼすことから予防に関する積極的な広報活動を行います。	健康増進課
125	H I V / エイズについての発達段階を踏まえた教育・学習の推進	正しい知識を身に付け、患者・感染者に対して正しい理解に基づいて行動がとれるよう教育・学習を進めます。	健康増進課 学校教育課
126	薬物乱用防止教育の実施	薬物乱用は、本人の身体及び精神の健康をむしばむのみならず、家庭崩壊や犯罪の原因となる社会基盤を揺るがしかねない行為であることから、薬物乱用と健康の関係について正しく理解し、生涯を通じて薬物を乱用しないよう健康に与える影響について指導し、教育を行います。	保健体育課 学校教育課 健康増進課
127	喫煙・飲酒についての健康被害に関する正確な情報の提供	喫煙・飲酒について、その健康被害に関する正確な情報の提供を行います。特に女性については、喫煙や飲酒が胎児や生殖機能に及ぼすこと等十分な情報提供に努めます。また、未成年者の喫煙、飲酒については、家庭、学校、地域が一体となってその予防を強力に進めます。	保健体育課 学校教育課 健康増進課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
128	職場や公共の場における受動喫煙防止対策の実施	受動喫煙が身体に及ぼす影響等の情報を提供し、受動喫煙防止対策の普及促進を図ります。	総務課 健康増進課
129	自死予防対策の推進	我が国の自死者全体の約4割が40歳代から60歳代の男性である現状の中、特に中高年の男性に焦点を当てた自死予防に関する啓発運動を進めます。その際、固定的な役割分担意識を背景に、男性が精神面で孤立しやすいこと等、男女共同参画社会の形成の重要性への理解を促進できるような広報に努めます。	健康増進課 企画政策課
130	性差に応じたがん検診の充実	性差に応じたがん検診（乳がん、卵巣がん、子宮がん、前立腺がん）の予防施策を進めます。特に、女性のがん罹患率の第一位である乳がんについては、自己診断が可能であることから、その方法について普及啓発を図ります。	健康増進課
131	性差に応じた生活習慣病の予防施策の推進	男性の方が肥満者や喫煙飲酒する者の割合が高い状況にあること等的確に踏まえて、性差に応じた生活習慣病の予防施策を展開します。 また、高齢女性にとって大きな健康問題である骨粗しょう症の予防対策として、検診受診率の向上に向けた普及啓発を図ります。	健康増進課
132	検診受診率の向上	あらゆる検診の受診者数を増やす取り組みを進めます。特に、若年層の受診率の向上に向けた普及啓発を行います。	健康増進課
133	高齢期の自立した生活のための自立支援策の充実	高齢者が自立して日常生活に向けて、手軽に取り組める運動・スポーツプログラムを継続的に実施するよう普及啓発を進めます。	健康増進課 保健体育課
134	地域においてスポーツを親しむ環境の整備	男女自らがスポーツを行い、心身ともに健康で活力ある生活を形成するため、地域において男女を問わずスポーツを親しむことができる環境の整備を行います。	健康増進課
135	スポーツ指導者の育成	男女を問わず、地域の実態や住民ニーズに応じたスポーツに関する指導ができる人材について養成・活用に努めるよう支援します。	保健体育課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
136	総合型地域スポーツクラブにおける高齢者や女性の参加の推進	身近な地域で健康づくりを図るための環境の整備の一環として、総合型地域スポーツクラブにおける高齢者や女性の参画を推進するとともに、普及啓発に向けた取り組みを推進します。	保健体育課
16 再掲	メディア・リテラシー（メディアを読み解く力）向上のための支援	ダイエット等、心身の健康に関する情報が氾濫する中で、メディアを主体的に読み解くことの重要性等、メディア・リテラシー向上のための講座の開催や、広報・啓発を行います。	企画政策課
137	母子健康管理指導事項連絡カードの活用促進	主治医等が行った指導事項の内容を、仕事を持つ妊産婦から事業主へ明確に伝える母子健康管理指導事項連絡カードを周知し、活用を促進します。	健康増進課
138	メンタルヘルス支援策の推進	精神疾患があっても地域の中で、安心して暮らせるよう、精神疾患への正しい理解の周知に努めます。その際、摂食障害等その背景に固定的な性別役割分担意識が影響を与えていること等に考慮して取り組みます。	健康増進課 総務課
139	家族経営協定※の内容に健康保持・生涯を通じた女性の健康支援に関する項目の設置助言	農業に従事する女性は、家族経営体の特質もあり、雇用者に保障されている妊娠・出産・育児期の安心と安全のためのサービスを享受する機会の確保が難しいため、家族経営協定に健康保持に関すること、特に女性の健康支援に関する項目を設置するよう助言を行います。	農政課

### 用語解説

#### ※家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組むようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確になり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要であり、これを実現するために農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取りまとめたもの。

## 5 重点的に取り組むこと

# 生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせるための男女共同参画の視点に立った環境の整備

### 現状と課題

■ 少子高齢化の進展や個人の価値観の多様化に伴い家族形態・生活形態の多様化が進んでいます。本市においても、世帯の家族類型別割合の推移をみると「夫婦と子ども」は減少傾向にあり、「夫婦のみ」「ひとり親と子ども」「単独世帯」は増加傾向にあります。

さらに、夫婦のいる世帯の働き方の状況をみると、「夫婦とも働いている」いわゆる共働き世帯が最も多く、「働く夫・専業主婦の妻・子どもが二人」を家族形態のモデルとする制度や慣行では、多様化する人々の暮らしは支えきれなくなっています。

■ 平成22年に実施した「男女共同参画についての市民意識調査」を通じて、多様化する地域社会の変化に対応しきれていない人々の意識や地域の慣行が明らかになりました。

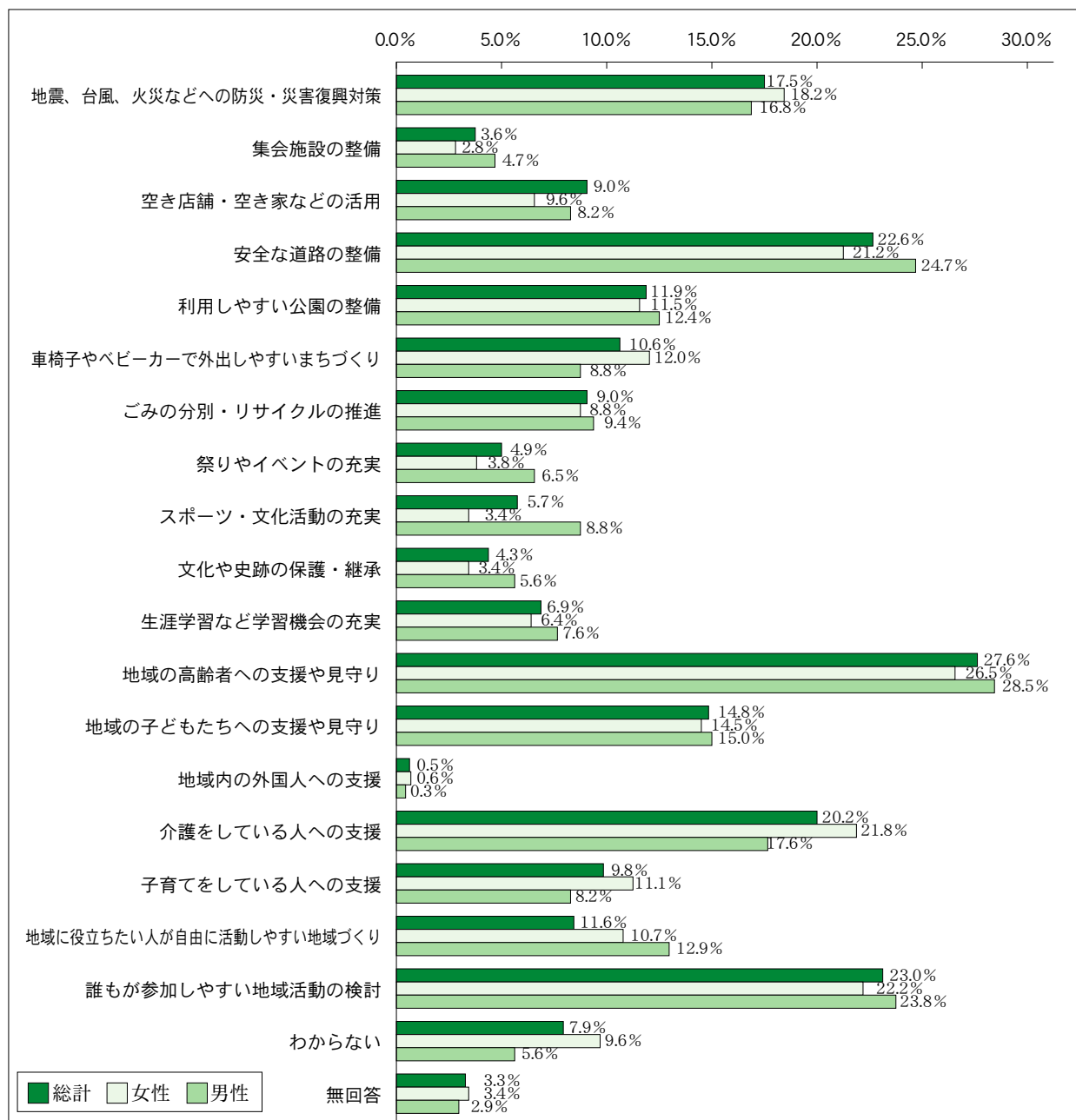
また、家族形態・生活形態の多様化には、非正規雇用者の増加等就業形態の多様化に伴う諸課題も関わり、きびしい生活環境・雇用環境に置かれている人もふえています。中でも、ひとり親家庭や障がいのある人、高齢期の人等は、きびしい生活環境・雇用環境に置かれやすく、直面する様々な生活上の困難には、その性別ゆえの偏見や差別的取り扱い等に無自覚な人々の意識をはじめとする慣行が深く関わっている場合があります。

■ 男性であること、女性であることで、さらに複合的に困難な状況に置かれている人もおり、誰もが、個々人の様々な生き方に沿った切れ目ない支援を受けることができ、より安定した暮らしができるよう、男女共同参画の視点に立ち、さらに多様化への対応力を高める環境の整備が必要です。

そのため、住民の暮らしを支える諸施策の実施に当たっては、性別に基づく固定的な見方や偏見を除去し、男女の生活実態、意識、身体的機能の違いに配慮するとともに、当事者視点からの施策の横断的な展開を図ります。



## 地域で必要な取組



資料：男女共同参画についての市民意識調査  
(平成22年始良市)

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
1 再掲	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画社会の形成の阻害要因である固定的性別役割分担意識に焦点をあて、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための研修、講座の開催等広報・啓発活動を行います。特に、男性・子ども・若者世代などを対象とした取り組みの強化に努めます。	企画政策課
140	多様な保育サービスの充実	保育サービスの提供に当たっては、サービスの質の向上の観点からも、保育士等保育に携わる人の男女共同参画意識が無意識のうちに子どもたちに及ぼす影響を配慮し、固定的な性別役割分担意識に基づく慣行を見直すよう努めます。また、利用者の視点に立ち、働き方の多様化による保育ニーズに対応するため、延長保育・一時保育・障がい児等多様な保育サービスの拡充を図ります。	児童福祉課
5 再掲	教職員、幼稚園教諭、保育士等教育に携わる人への研修	男女平等の歴史的背景や女性の置かれている状況等を含め、男女平等を推進する教育の内容を充実し、男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識の涵養を図るために教職員、幼稚園教諭、保育士等、教育に携わる人を対象とした研修を実施します。	学校教育課 企画政策課
6 再掲	人権教育・学習の推進	固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等感の形成を図るため、人権に関する教育・学習を始良市男女共同参画推進条例第3条「男女の人権の尊重」の理念を踏まえ、学校・家庭・地域・職場などあらゆる分野において男女平等などの人権教育を進めます。	学校教育課 社会教育課 市民課 企画政策課
141	放課後児童対策の実施	小学校低学年の児童を放課後に保育することで、児童の健全な育成を図りながら、保護者と子育ての両立を支援します。	児童福祉課
142	地域子育て支援センター事業	就業の有無にかかわらず、地域住民が協働して子育て中の親子が相談、交流し情報交換等子育てを支援できるよう、地域子育て支援拠点施設の整備を進めます。	児童福祉課
143	ママ・サポート事業	育児不安が強くフォローが必要な産婦に対して、個別に相談に応じ育児不安の軽減や相談機関の紹介を行い、育児の孤立化の予防を進めます。	健康増進課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
144	ファミリーサポートセンター事業	子育ての手助けをしたい人と、手助けがほしい人を組織化し、子育ての援助を受けたい人が必要な時に安心して利用できる体制の充実を図ります。同時に子育てサロン等と一体化した取り組みを行います。	児童福祉課
145	子育てに関する相談の実施	子育てに関する相談に当たっては、相談者の多様な生活形態を受容する人権尊重の視点を踏まえて、画一的な子育て感による「あるべき姿」を強調することが、子育て中の人の孤独や不安に影響を及ぼすことに配慮して行います。また、関係機関（学校・教育委員会等）と相談員（児童委員、スクールカウンセラー等）との連携を強め、学童期、思春期におけるさまざまな問題に対処できるよう相談体制の充実を図ります。	関係各課
146	子育て便利帳等子育てに関する情報提供の充実	これから子どもを産もうとしている人や子育て中の家庭が、子育てに関し、必要な時に適切な情報が得られるよう「子育て便利帳」の配布等情報提供を行います。	児童福祉課
147	育児休業法の周知	性別や雇用形態にかかわらず希望する人が育児休業を取得できるよう、育児休業法の周知に関わる情報提供を行います。	企画政策課 商工観光課
148	民生委員・児童委員活動の推進	主任児童委員を中心した、民生委員・児童委員の活動により、子育て家庭の様々な事情の収集や状況把握を基に、個々の家庭に対する子育て支援の対応を図ります。	社会福祉課
149	子育て支援に関する情報発信・情報提供の体制整備	市における子育て支援に関する情報をより多くの子育て当事者に届けるために、市におけるあらゆる子育て支援に係る資源を一元的に把握し、ホームページや広報誌にとどまらず、各種健康診査の機会等を捉えて積極的な情報提供を図るための体制整備に取り組む等、多様な方法での広報に努めます。	児童福祉課 企画政策課
150	地域での見守りネットワークづくりの推進	何らかの支援を必要とする人にとって、最も身近な住民による見守り活動や援助活動のほか、在宅福祉アドバイザーやサービス提供事業者等による見守り活動、保健師による訪問活動など、プライバシーに配慮し推進します。	社会福祉課 健康増進課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
151	多様な生活形態・多様な家族形態を包含する地域コミュニティの構築	子育て支援・高齢者見守り等、地域住民の「共助」が要請される多様な地域課題に対応するため、住民自治に根ざした地域住民間の交流と地域協働を促進し、多様な生活形態・多様な家族形態を包含する地域コミュニティの構築に向けて、そのあり方について調査研究します。	企画政策課
152	障がいのある人の生活の安定と自立を支えるためのあらゆる施策への男女共同参画の視点の導入	障がいのある人に係る施策の実施に当たっては、始良市男女共同参画推進条例第3条「男女の人権の尊重」を踏まえて、性別によるニーズの把握や対応に配慮します。さらに女性であることで複合的に困難な状況に置かれやすいことに留意します。また、障がいの種別や程度にかかわらず、自立した生活を支援するためのサービスの充実を図ります。	長寿・障害福祉課
153	子育てにともなう経済的負担の軽減	ひとり親については、自立を促進するため経済的支援を行います。その他、諸制度についても周知と弾力的運用を図ります。その際、家庭の経済的状況が、子どもの進学機会や学習意欲に影響を及ぼすことのないよう、また、経済的理由で就学や進学を断念することがないよう、育英会の貸付制度に関する知識や活用についての周知を行います。	児童福祉課 教育総務課
154	子ども医療費助成事業	安心して子育てができるように、子ども医療費助成事業により一層に周知を図ります。	児童福祉課
155	ひとり親家庭に対する保育所への優先入所	ひとり親家庭に対し、保育所に優先的に入所できるよう配慮します。	児童福祉課
21 再掲	市が開催する講座等での一時保育の実施	子育て中の人々が、市が主催する講座や会議などに参加しやすいよう一時保育の実施について体制の整備を図ります。	関係各課
156	スクーリング・サポート事業	登校できずに悩んでいる児童生徒に仲間との「ふれあい」の機会を提供し、いろいろな体験学習をすることによって、自主性や社会性、人とのかかわり方などの能力を養い、学校へ復帰できるように指導助言を行います。	学校教育課
157	交流の場としての公園の整備	子どもの身近な遊び場や子育て中の親の交流の場などとして利用できる公園の整備を推進します。	都市計画課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
158	高齢期を見据えた若年期からのライフプランニングに関する広報・啓発	経済的・生活的自立に関して、租税教育等の機会を活用するなど男女共同参画の視点での教育・学習機会の充実をはかり、若年期からの生活の安定と自立を見据えたライフプランニングについての啓発を図ります。	社会福祉課
159	各種相談窓口の環境整備	地域課題の多様化に伴い、生活上の困難を複合的に抱えるなど各種相談へのニーズも多様化・複合化するなど、相談に係る施策に多様化への対応が求められています。そのため、生活に関する様々な相談窓口を一元化し、利用促進を図る周知を行うなど、相談者にとって適切な相談が受けられる環境の整備に取り組みます。	関係各課
160	リサイクルの推進	子育てにかかる経済的な負担の軽減を図るため、必要なくなったチャイルド・シート等子育てに必要なものをリサイクルするための意識の醸成やシステムの整備を進めます。	生活環境課
161	虐待防止ネットワークの確立	高齢者や障がい者や子ども等の人権を守るため、虐待の防止に向けた啓発を行います。また、虐待防止ネットワークを確立し、虐待の早期発見、予防に取り組むとともに、問題解決のための情報の共有や関係機関との連携体制を整備します。	長寿・障害福祉課 児童福祉課
162	高齢者の社会参加活動に関する広報・啓発	地域で暮らす元気な高齢者や定年退職した人が持つ豊富な知識・経験・能力などを地域活動の中で十分に発揮し、男女共同参画の視点に立った地域における支援を促進し、高齢者の社会参加活動に関する広報・啓発を行います。また、年齢にとらわれることなく、他の世代とともに社会を支える重要な一員として活躍できるよう取り組みます。	社会福祉課 長寿・障害福祉課
163	シルバー人材センターの支援	教育・子育て・介護・環境の分野を重点的にシルバー人材センターと共同して事業の支援の推進を行います。また、シルバー人材センターの会員が身近な地域で安心して働くことができるような多様な就労機会を提供するとともに、適切な運営の確保を図ります。	長寿・障害福祉課
164	老人クラブ活動への支援	世代間の理解を促進するための各種交流事業を推進することのほか、地域高齢者の自主的な組織である老人クラブ活動への支援を行います。	長寿・障害福祉課



No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
165	消費生活についての啓発・教育	消費者被害防止の普及啓発の強化を図ります。また、一人暮らしの高齢女性が被害にあう場合が多いことから、高齢女性が利用しやすい体制の整備を図ります。	市民課
166	包括的・継続的ケアマネジメント事業	地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう居宅事業所や医療機関、福祉関係機関と連携してネットワークを形成し、包括的・継続的ケアマネジメント事業を推進します。	長寿・障害福祉課
167	多様な介護サービスの提供	介護する人・介護される人の多様なニーズに対応するため、様々な介護サービスが利用できるよう関係機関と連携を図ります。	長寿・障害福祉課
168	緊急通報体制等整備事業	ひとり暮らしの高齢者が安心して暮らせるよう、緊急時の在宅高齢者を支援します。	長寿・障害福祉課
169	外国人が安心して暮らせる環境の整備	国際交流を行うNPO等の団体と連携し、言語の問題等、地域社会の中で孤立しやすい外国人が、性別や、その生活形態にかかわらず、尊厳を持った日常生活を送ることができる環境の整備に努めます。	企画政策課
170	家庭介護者の介護負担の軽減	高齢者を介護している家族に対し、精神的、経済的負担の軽減を図ることを目的とした各種サービスの充実を図ります。	長寿・障害福祉課
171	コミュニティバスの利用促進	高齢者等の移動手段となる、車を持たない市民の自立支援となるコミュニティバス運行体系を整備し、利用促進を図ります。	企画政策課
172	要援護者ネットワークの整備	プライバシー保護に配慮しながら、要援護状態にある高齢者や障がい者等、災害時に避難誘導などを必要とする人の把握に努めます。	長寿・障害福祉課 社会福祉課 危機管理課
173	男女共同参画の視点に立った地域防災計画の推進	避難所における授乳スペースの設置や、着替えスペースの確保等、一人ひとりの人権に配慮した避難所の運営等、男女共同参画の視点に立った地域防災計画の推進に努めます。	危機管理課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
174	子育てグループの活動の支援	核家族化や少子化の進行、地域社会の連帯感の希薄化により、子育てに対し悩みを抱えている保護者同士が子育てについて相談し合える環境の整備を図るとともに、子育てサロンや親子ふれあい教室等、子育てグループの活動を支援します。	児童福祉課 社会教育課
175	バリアフリー※、ユニバーサルデザイン※に配慮した公共施設・道路整備	高齢者・障がい者、妊婦、子育て中の人等すべての男女が社会の活動に参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と誇りと喜びをもって生活を送ることができるよう、高齢者の移動手段の確保や段差の解消等のバリアフリー化を推進します。	関係各課

### 用語解説

#### ※バリアフリー

高齢者・障がいのある人等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

#### ※ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

## 6 重点的に取り組むこと

# 仕事と生活の調和を図るための男女共同参画の 視点に立った環境の整備

### 現状と課題

■男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の形成に向けては、性別にかかわらず、働いている・働きたい人が、就業を継続しそれぞれの望む「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）を可能にする環境の整備が求められています。

■平成22年に実施した「男女共同参画についての市民意識調査」において、家庭における固定的な性別役割分担意識についてたずねたところ、「妻や子どもを養うのは男性の責任である」「女性は仕事を持つのはよいが、家事・育児もきちんとすべきである」「育児休業は、男性より女性がとったほうがよい」という項目で、肯定的な回答が5割を超えています。

このような家庭における固定的な性別役割分担意識を背景に、その実態においても「家事」「育児」を「主に妻が行っている」と回答する割合が高くなっており、男性には一家の稼ぎ手としての責任が集中するとともに、回答者の大半がいわゆる「共働き」であることから、女性には仕事と家庭的責任の両立を図る負担が集中する傾向にあることがわかりました。

■同調査において、男性も女性も家事・子育て・介護・地域活動・仕事などに自分の意思で積極的に関わり、いきいきと暮らすことができるようになるために必要なことについてたずねたところ、「家族の間で互いの立場を理解し、家事などの分担をするよう十分に話し合うこと」「家事などについて、性別によらず、身につけることができるような育て方をすること」等、家庭内における固定的な性別役割分担の現状の改善に関わる回答の割合が高くなっており、「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）の実現のために、その働き方に関わる就業環境への関心が希薄であることがわかりました。

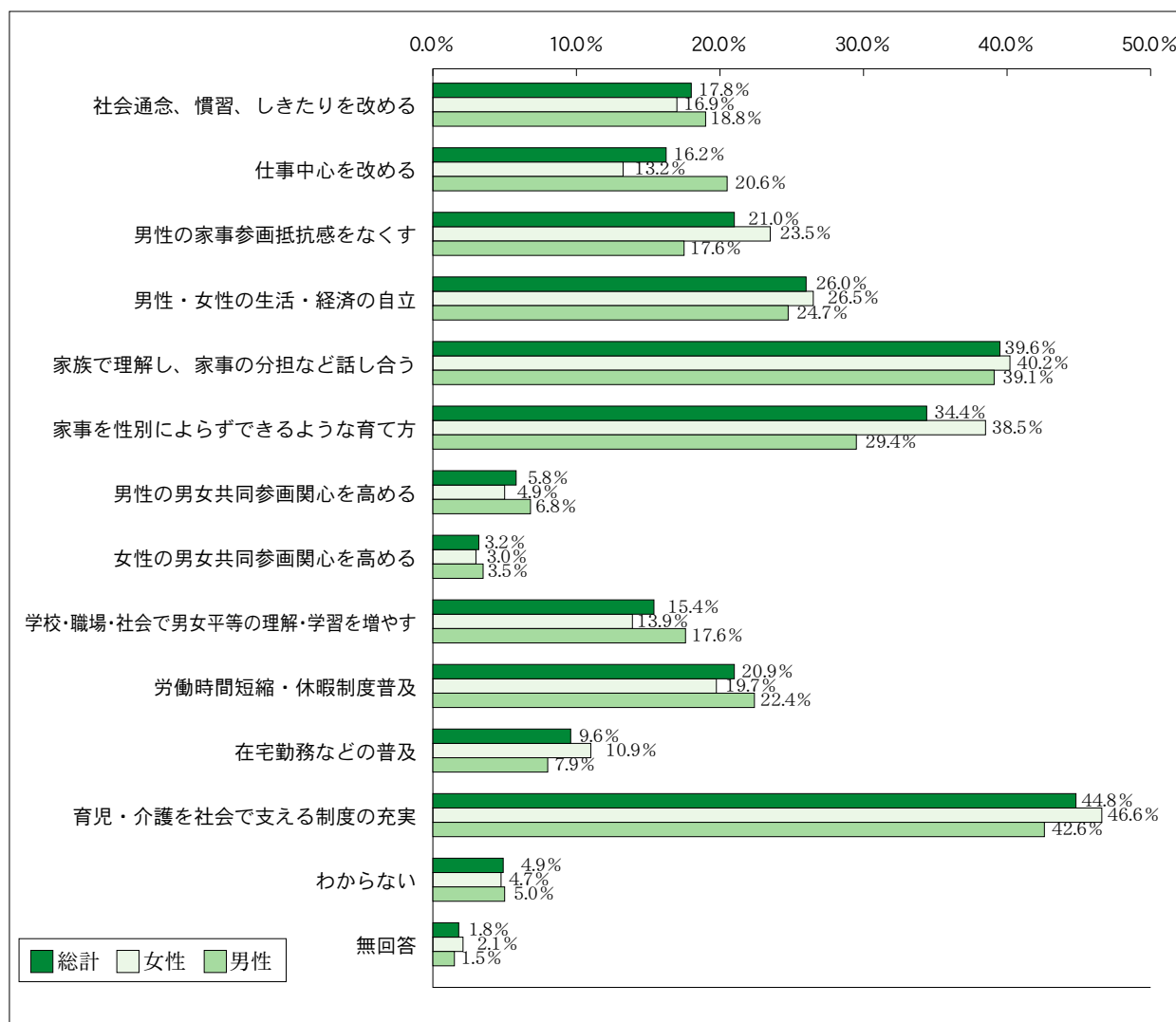
■「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）については、性別にかかわらず誰もが多様な生き方の選択ができ、人生のそれぞれの段階において、主体的に希望するバランスで、仕事と家庭のみならず様々な分野での活動にかかわることができる就業環境の整備が求められています。その前提として、性別や雇用形態の違いによる差別的取扱いを是正し、特に、男女の均等な機会と待遇の確保に関わる施策の推進は重要な課題です。

そのため、不安定な労働条件に置かれやすい非正規雇用者、仕事と生活の場を同じくする農林水産業・商工自営業等、それぞれの状況により異なる諸課題について男女共同参画の視点に立った就業環境の整備を進めるとともに、事業所に対しては、長時間労働等を前提とし

た従来の雇用慣行の見直しを働きかける等、働く場に応じた施策の実施に取り組みます。

また、人生の段階に応じた多様な就業の在り方を支えるためには、それぞれが抱える生活上の諸課題に対応することが求められており、育児や介護に係るサービスを提供する際にも、性別に関わらず誰もが「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)を図ることができるよう、あらゆる主体との密接な連携を図りつつ弾力的な対応に努めます。

### 自分らしくいきいきと暮らすために必要なこと



資料：男女共同参画についての市民意識調査  
(平成22年始良市)

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
1 再掲	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画社会の形成の阻害要因である固定的な性別役割分担意識に焦点をあて、男女共同参画についての理解を深めるための研修、講座の開催等の広報・啓発活動を積極的に行います。	企画政策課
176	「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)についての広報・啓発活動の推進	始良市男女共同参画推進条例第3条第4項に則り、性別に関わりなく、すべての人が地域社会や家庭生活に参画し、男女共同参画を実現するため、ライフスタイルに応じた多様な働き方のための仕事と生活の調和の必要性について理解を深めるための研修や情報提供を行います。	企画政策課
177	男性の育児休暇・介護休暇取得の促進	父親の子育て参画や子育て中の働き方の見直しを進めるため、男性の育児休業取得を促進するとともに、男性の家事・育児・介護への参画について啓発を行います。 また、男性の育児休業取得を促進するため「パパ・ママ育休プラス」(両親ともに育児休業を取得する場合の特例等)等の啓発を行います。	総務課 企画政策課
6 再掲	人権教育・学習の推進	性別にかかわらず多様な生活形態を尊重できるよう、人権に関する教育・学習のテーマに、男女共同参画についての学びを入れるとともに、固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等感の形成を図るため、人権に関する教育・学習を始良市男女共同参画推進条例第3条「男女の人権の尊重」の理念を踏まえて行います。	学校教育課 社会教育課 市民課 企画政策課
178	仕事と家庭の両立ができる誰もが働きやすい環境をつくるため事業所等に対する情報提供	性別や生活形態、家族形態にかかわらず、誰もが働きやすい環境を整備することで、多様で活力ある企業活動が図られることなど、事業所に対する情報提供を行います。	商工観光課 企画政策課
179	家族経営協定の締結の促進	生産と育児や介護との両立を支援するため、仕事と生活の調和への配慮を含めた家族経営協定の締結を推進します。また、男性の家事・育児・介護等への参画を促進します。	農政課



No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
15 再掲	キャリア教育の推進	子どもの頃から男女共同参画の視点に立ち、生涯を見通したキャリア教育を進めます。その際、社会・経済・雇用などの基本的なしくみや労働者としての管理・義務・男女共同参画の意義、仕事と生活の調和の重要性について理解の促進を図ります。	学校教育課 企画政策課
180	メンター制度の確立に向けた調査・研究	女性が働き続けていく上での悩みや心配事について相談にのり、助言を与えてくれるメンター制度の確立に向けて、女性は「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）を図るためのメンター制度を設けている自治体について情報を収集・研究します。	総務課 企画政策課
181	マザーズハローワーク事業の推進	育児・介護等を理由に離職した者の再就職は、本人の希望する職種や就業条件と企業の人材ニーズとの適合が困難であることから、子育て女性等の再就職を重点的に支援するマザーズハローワーク事業を推進します。また、再就職や職業開発等きめ細やかな支援と情報の提供を行います。	商工観光課
182	妊娠・出産する女性の就業機会の確保	妊娠・出産を理由とする不利益取り扱いに対する周知啓発を行い、妊娠・出産する女性の就業機会の確保を図ります。	企画政策課 商工観光課
183	男女雇用機会均等法に基づく女性労働者の母性保護及び母性の健康管理についての周知徹底	均等法は、妊産婦が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保するように事業主に義務づけることを事業所に周知するとともに、働く女性の母性健康管理体制の制度の周知を行います。また、相談、情報提供体制の充実を図ります。	企画政策課 商工観光課
184	コミュニティ・ビジネス※等起業活動に関する支援	コミュニティ・ビジネスは、特に、働く場や働き方が限られる子育て中の女性にとって、主体的に働き方を選択できる選択肢のひとつであることから、コミュニティ・ビジネスや起業に関して、情報提供等の支援を行います。	企画政策課 農政課
185	新規就農者への男女共同参画の視点を踏まえた支援の充実	就農希望者に対する情報提供、相談活動、就業先農業法人の紹介など、女性の新規就農希望者の就農に関し、男女共同参画の視点に立った就農支援及び広報・啓発を推進します。	農政課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
186	農業者年金の加入促進など社会保障制度の周知	男女が共に同等の老後生活を確保することができるように、農業者年金制度の女性農業者や若い農業者の加入促進など各種社会保障制度の情報提供を行い、普及・定着を図ります。	農政課 農業委員会
18 再掲	租税教育への男女共同参画の視点の導入	学校等における租税教育を行う際、「税」について、男女が共に利益を享受し負担を担う男女共同参画の意義を踏まえて、社会・経済・雇用などの基本的な社会のしくみとのつながりの中で説明し、男女が共に社会に自立する存在であることの大切さを通して、若年期からの社会感覚を磨き、納税意識を高められるよう、内容の充実を図ります。	税務課
187	パワーハラスメントに関する情報提供	事業所に対して、職場における「パワーハラスメント」の定義を周知するとともに、労働者に対して防止・救済に関する情報を提供します。その際、パワーハラスメントは人権問題であることへの理解を深められるような広報のあり方に留意します。	企画政策課 商工観光課
188	男女雇用機会均等法、制度の周知	男女雇用機会均等法関係法令、制度の周知については、労使をはじめ社会一般を対象として幅広く効果的に行うとともに、学校においてもその制度等の趣旨の普及に努めます。	企画政策課
189	「仕事と家庭を考える月間」の周知	10月の「仕事と家庭を考える月間」を周知し、「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）の必要性に関する気運を高めるとともに、両立指標を活用した「ファミリー・フレンドリー企業」の普及促進など、事業所に対する働きかけを行います。	企画政策課 商工観光課
190	男性を対象にした育児への参画のための支援	学校や地域など様々な場で、男女が協力して子育てに関わることについての学習機会の提供を行います。また、子育て親子の交流の場や子育てに関する情報の提供を通じ、男性の子育てへの関わりの支援・促進を図ります。	児童福祉課
191	男性を対象にした介護への参画のため支援	介護についての知識や技術を学ぶ介護教室等の実施に当たっては、男性が参加しやすい日程に配慮します。また、男性が気軽に介護について相談ができる場や機会の提供を拡大します。	長寿・障害福祉課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
192	職業訓練等の情報提供	安定した就労に向け、職業訓練に関する情報提供を行います。	商工観光課
193	市役所におけるポジティブ・アクション※の推進	始良市男女共同参画推進条例第2条第2項（積極的改善措置）に則り、職員の女性を対象に政策形成の力量形成を図る研修の情報を提供するとともに、市役所における職種・職域・職階の性別による偏りを改善するためのポジティブ・アクションの実施に向けて、各種法令等を踏まえて調査研究を行います。	総務課 行政改革推進課 消防総務課
194	事業所等に対するポジティブ・アクションに関する情報提供	関係機関と連携し、事業所におけるポジティブ・アクションを推奨するとともに、積極的にポジティブ・アクションを導入することができるよう、事業所の規模に応じた具体的な方法について好事例を収集し情報提供を行います。	企画政策課 商工観光課
195	市役所における「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）の推進	特定事業主行動計画により、職員一人ひとりが、出産・子育てに理解ある働きやすい職場を目指し、「男性職員の育児休業法の取得促進」や「労働時間軽減のための職場環境の改善」等、市役所における「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）の推進に取り組みます。	総務課
196	入札に関する評価制度への男女共同参画に関する評価事項の導入推進	公共契約において、適正な労働条件の確保に資する取り組み、男女共同参画への積極的な取り組みをしている事業所を評価する事項の導入を推進します。	工事監査課

## 用語解説

### ※コミュニティ・ビジネス

地域が抱える課題を、人材、施設等の地域資源を活かしながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業のこと

### ※ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公務員の責務にも含まれています。

## 7 重点的に取り組むこと

### 政策・方針決定過程への 女性の参画の拡大

#### 現状と課題

■多様化する地域課題の解決に向けては、市政やあらゆる分野の政策・方針決定過程に、様々な立場や考え方を持つ当事者や地域生活者の声を反映していくことが必要です。

中でも、女性は、本市における人口の半分を占め、様々な分野の活動の担い手として参加していますが、これらの分野における政策・方針決定過程への女性の参画は極めて低く、本市における審議会等の女性の委員の割合は17.5%、議会議員30人中、女性4人（平成24年3月現在）、行政連絡員254人中、女性会長23人と、市政や地域運営への女性の参画が十分であるとはいえない状況にあります。

■本市が平成22年に実施した「男女共同参画についての市民意識調査」において、地域の雰囲気や慣習の状況をたずねたところ、「会合や行事の湯茶・食事の準備や後片付けは女性の役割という雰囲気がある」31.5%、「集落・公民館・PTAなどの役員名簿には夫の名前で載せるが、実際には妻が役割を果たしていることが多い」26.2%、「団体の長や代表などには男性になるほうがよい（なるものだ）という雰囲気がある」14.6%となっており、いまだ地域に根強くのこる固定的な性別役割分担意識を反映して、政策・方針決定過程への女性の参画がすすまない状況があることが伺えました。

このような現状の背景にある構造的な課題を踏まえて、意識改革や人材育成に努め、多様な立場にある人の声が反映されるよう、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に取り組めます。

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
1 再掲	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画社会の形成の阻害要因である固定的な性別役割分担意識に焦点をあて、男女共同参画社会についての理解を深めるための研修、講座の開催等広報・啓発活動を積極的に行います。その際、対象によって関心のあるテーマで行うよう関係各課と連携して取り組みます。また、特に男性や若い世代、子どもを対象にした取り組みの強化に努めます。	企画政策課
193 再掲	市役所におけるポジティブ・アクションの実施	固定的な性別役割分担意識に基づく職域・職種・職階における性別による偏りをなくし、バランスのよい職員配置を行うとともに、幅広い職務経験を積むことができるよう配慮します。	総務課 行政改革 推進課
197	女性のためのエンパワメント研修の実施	女性が政策・方針決定過程に参加するため、各種団体等の女性を対象に「エンパワメント」の理念を踏まえた研修を実施します。	企画政策課
198	審議会委員等への女性の参画の拡大	審議会等委員の参画に関する女性比率の現状等を調査し、関係機関や団体等への女性の参画を促します。	関係各課
199	各種団体への女性の参画拡大の支援	女性の能力が発揮されることが、各種団体の活動の活性化に不可欠という醸成を図りながら、女性のエンパワメントに向けた研修等の情報を提供します。	企画政策課
200	女性の人材リストの整備	女性の人材等に関する情報を収集し、各課が所管する審議会等の委員の委嘱時に活用します。	企画政策課
180 再掲	メンター制度の確立に向けた調査・研究	審議会等、政策・方針決定過程に参画した女性の悩みや心配事について相談にのり、助言などを与えてくれるメンター制度の導入について研究します。	総務課 企画政策課
201	学校教育・社会教育の場における役員等への女性の参画の促進	学校教育・社会教育の場におけるPTA活動等、役員への女性の参画の促進について働きかけを行います。	学校教育課 社会教育課
202	審議会等委員の公募制の導入	審議会委員等の公募制を取り入れ、委員の重複を避け、幅広い分野からの積極的な参画を図ります。	関係各課



No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
10 再掲	市職員研修の実施	市職員の人権・男女共同参画意識が、市政への多様な住民の参画を阻害する要因とならないよう、人権・男女共同参画についての研修を実施します。	総務課
203	地域における方針決定過程への女性の参画の拡大	意欲ある女性が地域における方針決定の場に参画する上で必要な研修の実施・支援を行います。	企画政策課
204	農業関係分野における女性の参画の拡大	女性農業委員や農業組合等の女性役員の登用について選出母体となる地域に対する普及・啓発等の働きかけを推進します。	農政課 農業委員会 企画政策課
179 再掲	家族経営協定の締結の促進	家族の話し合いによって、女性の経営参画を促すとともに、経営全体の改善に有効な取り組みである家族経営協定の締結の拡大を進めます。	農政課
20 再掲	各種会議・研修会等の開催における配慮	性別にかかわらず誰もが参加しやすい、各種会議・研修会の実施に努めます。	企画政策課
205	女性の新規就農への支援	就農希望者に対する情報提供、相談活動など女性の新規就業希望者の就労とのマッチングを推進するなど男女共同参画の視点に立った就農支援及び広報・啓発を推進します。	農政課
206	コミュニティビジネス等における女性の参画拡大	地域経済の活性化に果たす男女共同参画の視点の重要性を踏まえ、コミュニティビジネス等における女性の参画を支援します。	企画政策課
207	防災分野における女性の参画の拡大	被災時には、増大した家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっており、防災・防火の取り組みに当たっては、男女のニーズの違いを把握して進める必要があることから、防災分野での固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大します。	危機管理課 消防総務課 消防警防課

## 8 重点的に取り組むこと

### 男女共同参画の視点に立った 地域づくり活動の推進

#### 現状と課題

■ 少子・高齢化と人口減少社会の到来等本市を取り巻く社会・経済情勢の変化に対応するため新たな地域づくりの展開が要請されています。

多様化・複雑化する地域課題の解決を図り、住民一人ひとりの人権の尊重に根ざした地域生活環境の整備を進めるためには、行政のみが公共サービスを提供するあり方から、NPOや自治会等の地域活動団体など多様な主体との協働による「新しい公共の創造」が求められています。このような新たな地域づくりの展開に当たっては、自らの地域を住民自らの「自助」「共助」で担う地域自治の力量形成に努める必要があります。

■ 平成22年度に実施した「男女共同参画についての意識調査」において、「何か、地域のために役立ちたいか」とたずねたところ、「非常にそう思っている」「かなりそう思っている」「少しそう思っている」を合わせると、約8割の人が地域づくりに貢献する意欲を有していることが分かりました。

一方、地域活動等の参加については、「特に何もしていない」と回答した人が最も多く、人々の貢献意欲が十分に活かされていないことが読み取れます。中でも、20歳代の約8割は「特に何もしていない」と回答しており、将来の地域社会の担い手として期待される若い世代と地域社会との関わりが希薄であることが分かりました。

また、地域で必要な取り組みについてたずねたところ、「誰もが参加しやすい地域活動の検討」を挙げる人が多く、旧来の世帯単位の慣行に基づく運営のあり方が、家族形態や生活形態の多様化に伴う地域の変化に対応しきれていないことが、人々の地域コミュニティ意識に影響を及ぼしていることが読み取れます。このような現状は、特に若者や単身者等の地域との関わりを希薄にしているばかりではなく、地域への貢献意欲がある場合にも参加の機会を阻む要因ともなり、多様な立場を生きる人々の参加による活力に満ちた地域づくりの基盤である人権尊重の視点からも看過できません。

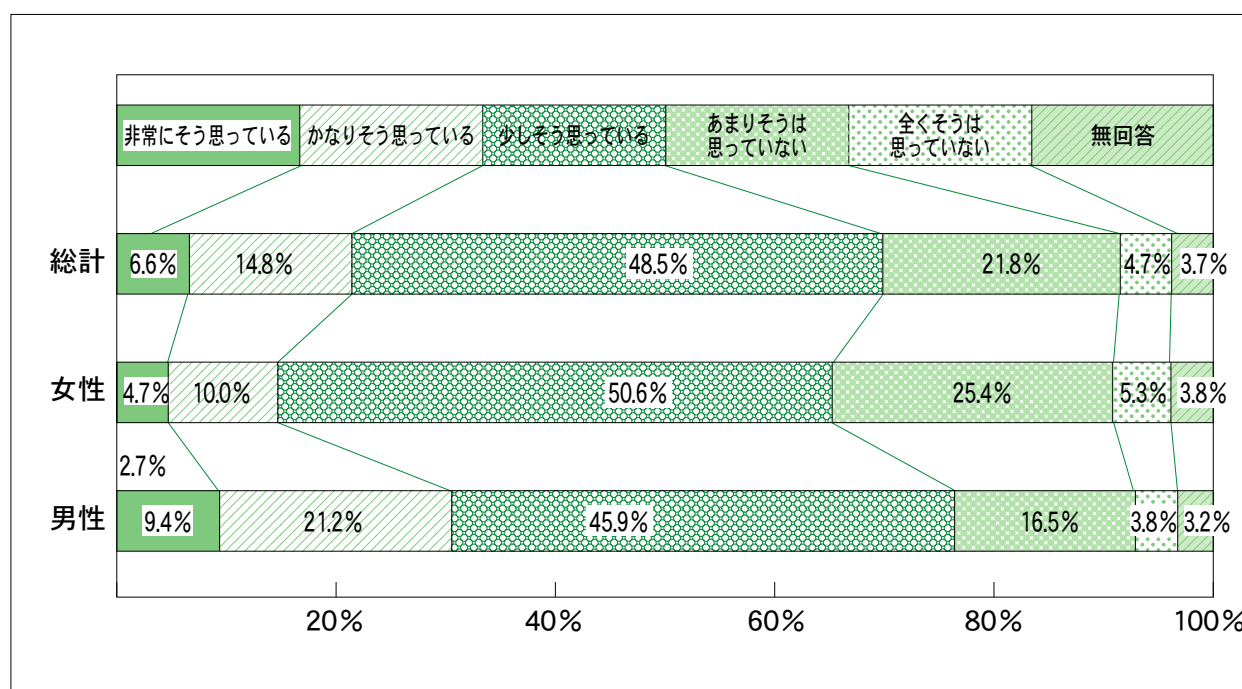
そのため、参加している人の負担を軽減するためにも、固定的な性別役割分担意識や世帯単位等旧来の慣行に基づく活動の運営や内容について、多様化する地域の変化を踏まえて見直し、年齢や性別を超えて多様な人の参加が促進される環境づくりを進める必要があります。

■ 同調査においては、年代・性別による地域づくり活動についての関心領域の偏りがみられることも分かりましたが、若い世代の女性では「子育てをしている人の支援」、50歳代以上の女性では「地域の高齢者への支援や見守り」を挙げる人が多くなっています。

この状況は、特に、多様で複雑な生活上の困難につながるそれらの問題の解決に向けて、地域コミュニティとの協働が求められる中、地域での方針決定過程の場への参画が男性に集中しており、男性よりもそれらの問題の当事者になりやすい女性が、地域生活に関わる様々な活動に「参加」しているものの、企画立案から方針決定を担う「参画」にまで至っていない本市の現状においては、地域自治の基盤である地域生活の課題提起の力量に関わる重要な課題です。

■本市がめざす新たな地域づくりの展開には、それぞれの地域における多様性に富んだ活力ある地域づくり活動を主体的に進めることが要請されます。そのため、男女共同参画社会の形成という視点からみた地域コミュニティに関わる課題の解決に取り組み、性別・年齢等を超えて多様な立場を生きる人の参画による活力ある地域づくり活動が促進されるよう環境の整備を進めます。

### 社会貢献への意欲



資料：男女共同参画についての市民意識調査  
(平成22年始良市)

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
1 再掲	男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進	男女共同参画社会の形成の阻害要因である固定的性別役割分担意識に焦点をあて、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための研修、講座の開催等広報・啓発活動を行います。特に、男性・子ども・若者世代などを対象とした取り組みの強化に努めます。	企画政策課
2 再掲	自治会等、身近な場所での多様な機会をとらえた講座等の開催	「地域」（地域コミュニティ）は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場です。地域において男女共同参画の意識を高め、固定的性別役割分担意識にとらわれない意識が醸成されるよう、自治会や家庭教育学級、職場等住民の身近な場所で開催します。	企画政策課
208	男性の地域活動参画への支援	家庭や地域において、男性がいきいきと円滑に参画するための講座を行います。その際、地域活動の活性化を図るため、「協働」「男女共同参画」の視点を入れた地域づくり研修を実施します。	企画政策課
209	ボランティア活動、NPO等への参画促進に向けた支援	地域におけるボランティア活動やNPO等の活動に、性別にかかわらず多様な年齢層の参画が促進されるよう、固定的な役割分担意識に基づく運営を見直し、情報や研修機会を提供します。	企画政策課
210	高齢者活動の推進	地域において高齢者の有する豊富な知識や経験を活用して世代間交流や地域文化の伝承活動を推進します。その際、高齢者のいきがづくりを推奨します。	社会教育課
151 再掲	多様な生活形態・多様な家族形態を包含する地域コミュニティの構築	子育て支援・高齢者見守り等、地域住民の「共助」が要請される多様な地域課題に対応するため、住民自治に根ざした地域住民間の交流と地域協働を促進し、多様な生活形態・多様な家族形態を包含する地域コミュニティの構築に向けて、そのあり方について調査研究します。	企画政策課
211	家庭教育を支える地域ネットワークの構築	家庭教育等における男性の参画を促進し、家庭教育を支える地域のネットワークの構築や地域の活動を担う人材育成の普及を図ります。	社会教育課 企画政策課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
212	地域による学校支援事業	地域住民の学習機会や子どもたちの活動の場を幅広く提供するため、学校施設を地域コミュニティの拠点として地域住民や子どもたちに開放し、多様な学習に対応します。	学校教育課 社会教育課
213	地域活動が行われている場を活用した男女共同参画の推進	公民館や自治会等地域活動が行われている場を活用し、地域における課題解決や実践的活動に関する情報を収集・提供・共有を行い、男女共同参画の推進を図ります。	社会教育課 企画政策課
214	地域活動を行っている団体とのネットワークの構築	男女共同参画の視点を踏まえ、NPO等の地域活動を行っている団体等とのネットワークの構築・連携を図ります。	企画政策課
215	地域活動への多様な人々の参加の促進	男女ともに多様な年齢層の参画が促進されるよう配慮しながら、自治会やコミュニティなど地域を単位とした活動において、男女がより活発な活動を展開できるよう推進します。	関係各課
216	地域における防災・防火活動の促進	市民が災害や防災・防火について意識し、被害を軽減できるよう、男女共同参画の視点に立った自主防災・防火組織の充実を図ります。	危機管理課 消防警防課
217	地域の活性化のための女性による起業、コミュニティビジネスの展開	地域経済の活性化に果たす男女共同参画の視点の重要性を踏まえ、コミュニティビジネス等における女性の参画を支援します。 また、都市と農山漁村の交流の推進において、女性は重要な役割をはたしていることから女性の起業活動等を推進します。	企画政策課 農政課 商工観光課
218	コミュニティ助成事業の推進	コミュニティ活動の活性化と住みよいまちづくりを推進するため、コミュニティが実施する活動事業への支援を行います。	企画政策課
219	地域づくり活動の手法を学ぶセミナー	自治会やコミュニティなど地域を単位とした活動のリーダーに対して、男女共同参画の視点からの地域運営についてのセミナーを実施します。	企画政策課
20 再掲	各種講座・事業等の開催日時の配慮	性別にかかわらず、様々な年代、様々なライフスタイルの人が、市が開催する行事や事業等に参加しやすいよう配慮します。	関係各課



No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
51 再掲	地域のあらゆる主体における防犯活動・地域安全活動の推進	暴力の予防・防止の観点から、安全に関する情報提供等、地域に密着した防犯活動に自治会、学校、P T A、事業所等と連携して取り組みます。	社会教育課 学校教育課 危機管理課 企画政策課
220	協働による地域づくりを進めるための研修の実施	多様化する地域課題解決に向けて、行政を始めとするあらゆる主体の協働による地域づくりに向けた、行政職員や住民、N P O、自治会等を対象にした研修を実施します。	企画政策課
221	避難所整備事業	災害時に援護を要する者にやさしい避難所となるよう、人・物の整備を行います。	危機管理課

## 9 重点的に取り組むこと

# 男女共同参画社会づくりに向けた 推進体制の整備

### 現状と課題

■本計画に策定された施策を着実に推進するために、行政、住民、事業者、NPO等が一体となって、協働による推進体制により一層の整備に取り組みます。

#### ① 国・県・近隣自治体・関係機関との連携

男女共同参画社会の形成の促進に向けては、国際的な動向を捉え、国や県の動きと連動する取り組みが要請されます。国、県、近隣自治体、関係機関との連携協力体制を強化し、さらなる研修機会の充実と多角的な啓発活動を展開します。

#### ② 庁内推進体制の機能の強化

本計画の推進にあたっては、始良市男女共同参画審議会の意見をはじめ、市民の意向を尊重しながら、副市長を会長とする始良市男女共同参画推進会議を中心とする庁内推進体制の機能強化を図り、施策の進行管理の徹底を通して総合的かつ計画的な取り組みを進めます。

#### ③ 推進を担う人材の養成

協働による推進体制の整備に向けて、推進リーダーの養成を計画的に行います。

#### ④ 男女共同参画の施策に関する市民の申出への対応

市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について市民からの申出があった場合、始良市男女共同参画推進条例第13条第1項に基づき、適切に対応します。

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
222	国・県・近隣自治体・関係機関等との連携	国・県・近隣自治体・関係機関等との協力体制を強化し、連携して男女共同参画社会についての研修や啓発活動を行います。	企画政策課
223	男女共同参画審議会の機能発揮に係る事務の推進	男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項について、調査・検討を行い、本計画の進捗状況について評価を行うなど審議会の機能が十分発揮できるよう努めます。	企画政策課
224	男女共同参画推進委員会の機能発揮	市が実施するすべての施策に男女共同参画の視点が組み入れられ、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みが総合的、計画的、効果的に実施されるよう、男女共同参画推進委員会の機能の発揮を図ります。	企画政策課
225	男女共同参画推進担当課の機能発揮	男女共同参画推進担当課は、市政全般に男女共同参画の視点が組み入れられるよう、施策の総合的な調整を行う役割を担っています。「男女共同参画基本計画」が推進されるよう進行管理を行うとともに、「男女共同参画審議会」「男女共同参画推進委員会」の機能発揮のため事務局機能を果たします。	企画政策課
226	「男女共同参画基本計画」の着実な進行管理	「男女共同参画基本計画」に位置付けた施策・事業の進捗状況を的確に把握するために、始良市男女共同参画推進条例に基づき進捗状況調査を実施し、計画の点検・評価を行います。	企画政策課
227	調査研究、情報収集の提供	男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項について、調査・検討を行い、本計画の進捗状況についての評価を行うなど審議会の機能を十分発揮できるよう努めます。形成についての市の実態把握のために、定期的に市民意識調査を実施します。また、男女共同参画社会の形成の促進に関する情報を収集し、市民に提供します。	企画政策課
228	施策の策定等に当たっての配慮	男女共同参画の形成の促進に直接的に関係しない施策も、結果として影響を及ぼす場合があります。市が施策を企画立案し、事業を実施するに当たっては、男女共同参画の視点に配慮します。	関係各課
229	男女共同参画に関する人材育成	男女共同参画に関する幅広い知識や実践的な技術等を体系的にまとめたプログラムにより、職員の人材育成を支援します。	企画政策課

No.	男女共同参画事業	事業の内容	担当課
230	申出への対応体制の整備	始良市男女共同参画推進条例第13条に基づき、市への苦情があった場合の対応体制を整備し、適切な対応に努めます。	企画政策課

☆☆ 始良市男女共同参画社会づくりに向けた推進体制図 ☆☆

始良市男女共同参画推進条例

始良市男女共同参画基本計画

始良市男女共同参画推進委員会

施策・事業の総合調整及び進行管理

委員 長：副市長  
副委員長：企画部長  
委員：教育長  
各支所長  
各部長  
事務局長

始良市男女共同参画審議会

男女共同参画社会の形成の促進に  
関する重要事項について調査・検討

委員  
男女共同参画に関する  
識見を有するもの  
(12名以内)

専門部会

プラン推進研究会

関係各課

連絡調整  
推進

事務局  
(企画政策課 男女共同参画係)

○総合的な企画・各部署の施策の  
調整、計画の進行管理

地域推進員

地域での推進

市民  
コミュニティ  
NPO

連携  
協働

協働  
連携

近隣自治体

事業所  
各種団体

連携  
協働

鹿児島県  
県民生活局青少年男女共同参画課  
鹿児島県  
男女共同参画センター

連携  
協力



## 数 値 目 標

項 目	現 状	目標値（平成26年度）
審議会等への女性の登用率	16.7%（平成23年度）	30.0%
子宮頸がん検診受診率	24.2%（平成23年度）	50.0%
乳がん検診受診率	22.7%（平成23年度）	50.0%
肺がん検診受診率	21.9%（平成23年度）	40.0%
大腸がん検診受診率	21.9%（平成23年度）	40.0%
胃がん検診受診率	16.0%（平成23年度）	30.0%
特定検診	34.3%（平成23年度）	65.0%
夜間保育	0 箇所（平成22年度）	1 箇所
休日保育	1 箇所（平成22年度）	2 箇所
一時保育	2 箇所（平成22年度）	5 箇所
特定保育	0 箇所（平成22年度）	1 箇所
放課後児童健全育成	13 箇所（平成22年度）	16 箇所
病後児保育（施設型）	0 箇所（平成22年度）	2 箇所
ファミリーサポート センター	1 箇所（会員数 222人） （平成22年度）	1 箇所（会員数 320人）
地域子ども支援センター	3 箇所（平成22年度）	4 箇所
つどいの広場	0 箇所（平成22年度）	1 箇所
認定農業者数	72 経営体（平成23年度）	77 経営体（平成27年度）

参考資料；始良市次世代育成支援対策後期行動計画  
；健康あいら21（始良市健康増進計画） 等